

「高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について」新旧対照表（案）

改正案	現行
<p style="text-align: right;">番 号</p> <p>高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について(内規)を次のように制定する。 なお、これに伴い、平成9年4月1日付け平成09・03・31立局第18号は廃止する。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">経済産業省原子力安全・保安院長</p> <p style="text-align: center;">高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について(内規)</p> <p>(1)高圧ガス保安法及び高圧ガス保安法施行令の運用及び解釈について</p> <p>I.高圧ガス保安法関係</p> <p>第2条関係(定義)</p> <p>第4号における高圧ガスの呼称については、原則として、例えばシアン化水素ガスであれば、気状のものを意味する場合はシアン化水素ガス、液状のものを意味する場合は、液化シアン化水素、双方を意味する場合はシアン化水素と表現することとしている。ただし、高圧ガス保安法に係る経済産業省令中の炭酸ガス、天然ガス及び亜硫酸ガスについては誤解を避ける意味で、液状のものを意味する場合のみ、例えば、液化炭酸ガスと表現し、気状のもの及び液状のもの双方を意味する場合は、炭酸ガスと表現することとし、液化石油ガスについては、気状のもの及び液状のもの双方を意味するものとする。(以下略)</p> <p>第3条関係 (略)</p> <p>第5条関係(製造の許可等)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 第2項「製造の事業を行う者」とは、製造を継続、かつ、反復して行うものであって、例えば、詰替を業とする者又は1日の処理容積が100立方メートル(高圧ガス保安法施行令第3条表第1項上欄に掲げるガスにあっては、300立方メートルとする。(6)において同じ。)未満の設備を使用する製造業者が本項の適用を受けるととなる。</p> <p>(6)～(9) (略)</p> <p>(10)平成9年4月1日以後、単位系は国際単位(International System of Units)へ移行することとなる。したがって基準値又は計算式等はSI単位で表示又は算出され、通商産業大臣又は都道府県知事に対する許認可申請、届出若しくは報告等の行政手続きに関してはSI単位でなされる必要がある。ただし、高</p>	<p style="text-align: right;">平成09・03・31立局第18号 平成9年4月1日</p> <p style="text-align: right;">改正 平成09・09・29立局第2号 平成9年9月30日 平成10・03・26立局第7号 平成10年3月31日 平成11・09・28立局第4号 平成11年9月30日 平成12・03・31立局第59号 平成12年4月1日 最終改正 平成12・09・20立局第2号 平成12年12月22日</p> <p style="text-align: center;">各通商産業局長 製品評価技術センター所長 沖縄開発庁沖縄総合事務局長 各都道府県知事 高圧ガス保安協会会長</p> <p style="text-align: right;">殿</p> <p style="text-align: right;">通商産業省環境立地局長</p> <p style="text-align: center;">高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について</p> <p>(1)高圧ガス保安法及び高圧ガス保安法施行令の運用及び解釈について</p> <p>I.高圧ガス保安法関係</p> <p>第2条関係(定義)</p> <p>第4号における高圧ガスの呼称については、原則として、例えばシアン化水素ガスであれば、気状のものを意味する場合はシアン化水素ガス、液状のものを意味する場合は、液化シアン化水素、双方を意味する場合はシアン化水素と表現することとしている。ただし、高圧ガス保安法に係る通商産業省令中の炭酸ガス、天然ガス及び亜硫酸ガスについては誤解を避ける意味で、液状のものを意味する場合のみ、例えば、液化炭酸ガスと表現し、気状のもの及び液状のもの双方を意味する場合は、炭酸ガスと表現することとし、液化石油ガスについては、気状のもの及び液状のもの双方を意味するものとする。(以下略)</p> <p>第3条関係 (略)</p> <p>第5条関係(製造の許可等)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 第2項「製造の事業を行う者」とは、製造を継続、かつ、反復して行うものであって、例えば、詰替を業とする者又は1日の処理容積が100立方メートル(高圧ガス保安法施行令第3条表第1項上欄に掲げるガスにあっては、300立方メートルとする。(5)において同じ。)未満の設備を使用する製造業者が本項の適用を受けるととなる。</p> <p>(6)～(9) (略)</p> <p>(10)平成9年4月1日以後、単位系は国際単位(International System of Units)へ移行することとなる。したがって基準値又は計算式等はSI単位で表示又は算出され、通商産業大臣又は都道府県知事に対</p>

圧ガス設備等に設置された圧力計などの計量器の単位表示については、従来単位で表示したものを使用している場合もあるので、現場における確認の際に従来単位からSI単位に換算する必要もあるため、この場合は次式により換算することとする。(以下略)

第8条関係 (略)

第10条関係(承継)

第10条は、いわゆる承継のうち、相続、合併又は分割(当該第一種製造者のその許可に係る事業所を承継させるものに限る。)の場合のみ新規許可特例として認めているのであって、それら以外の譲渡等の場合は、法第5条の許可が必要である。

第10条第1項の規定により地位を承継した場合、承継者は非承継者に対する許可の条件等も義務も承継する。

相続とは、製造施設の包括承継のみを意味し、分割承継は相続とみなさない。

第13条関係

本条が適用される製造とは、主として次に掲げるものである。

(イ) フルオロカーボン(不活性のものに限る。)を冷媒とする冷凍機であって、一日の冷凍能力が5トン以上20トン未満の設備を使用してする冷凍のための高圧ガスの製造

(ロ) フルオロカーボン(不活性のものを除く。)及びアンモニアを冷媒とする冷凍機であって、一日の冷凍能力が3トン以上5トン未満の設備を使用してする冷凍のための高圧ガスの製造

(ハ) 1日の処理容積が100立方メートル(高圧ガス保安法施行令第3条表第1項上欄に掲げるガスにあっては、300立方メートルとする。)未満の設備を使用してする高圧ガスの製造(業としてするものは、第12条の適用対象になるので除かれる。)

(ニ) 処理設備を使用しないでする高圧ガスの製造(業としてするものは、第12条の適用対象になるので除かれる。)、例えば、処理設備を使用しないでする高圧ガスの充てん(いわゆる詰替え)等

(ホ) 一般高圧ガス保安規則第13条第1号に掲げる緩衝装置等による高圧ガスの製造

(ハ) 一般高圧ガス保安規則第13条第2号で規定する制動エネルギーを回収利用するための自動車用蓄圧装置による高圧ガスの製造

第14条関係～第20条の7関係 (略)

第22条関係(輸入)

(1) (略)

(2) 第1項第2号の規定はタンカーによる高圧ガスの輸入を検査不要とするものであり、同号中の「導管」にはローディングアーム等の事業所の配管を含む。

第24条関係～第58条の28関係 (略)

第60条関係(帳簿)

(1)～(3) (略)

(4) 液化石油ガス保安規則第93条及び一般高圧ガス保安規則第95条の表中単に名称とあるのは個人の場合にあっては、氏名を記載することとする。

する許認可申請、届出若しくは報告等の行政手続きに関してはSI単位でなされる必要がある。ただし、高圧ガス設備等に設置された圧力計などの計量器の単位表示については、従来単位で表示したものを使用している場合もあるので、現場における確認の際に従来単位からSI単位に換算する必要もあるため、この場合は次式により換算することとする。(以下略)

第8条関係 (略)

第10条関係(承継)

第10条は、いわゆる承継のうち、相続及び合併の場合のみ新規許可特例として認めているのであって、それら以外の譲渡等の場合は、法第5条の許可が必要である。

第10条第1項の規定により地位を承継した場合、承継者は非承継者に対する許可の条件等も義務も承継する。

相続とは、製造施設の包括承継のみを意味し、分割承継は相続とみなさない。

第13条関係

本条が適用される製造とは、主として次に掲げるものである。

(イ) フルオロカーボン(不活性のものに限る。)を冷媒とする冷凍機であって、一日の冷凍能力が3トン以上20トン未満の設備を使用してする冷凍のための高圧ガスの製造

(ロ) 1日の処理容積が100立方メートル(高圧ガス保安法施行令第3条表第1項上欄に掲げるガスにあっては、300立方メートルとする。)未満の設備を使用してする高圧ガスの製造(業としてするものは、第12条の適用対象になるので除かれる。)

(ハ) 処理設備を使用しないでする高圧ガスの製造(業としてするものは、第12条の適用対象になるので除かれる。)、例えば、処理設備を使用しないでする高圧ガスの充てん(いわゆる詰替え)等

(ニ) 製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示(平成9年3月通商産業省告示第137号)(以下「製造細目告示」という。)第12条の13に掲げる緩衝装置等による高圧ガスの製造

(ホ) 一般高圧ガス保安規則第13条第2号で規定する制動エネルギーを回収利用するための自動車用蓄圧装置による高圧ガスの製造

第14条関係～第20条の7関係 (略)

第22条関係(輸入)

(1) (略)

(2) 第1項第1号の規定はタンカーによる高圧ガスの輸入を検査不要とするものであり、同号中の「導管」にはローディングアーム等の事業所の配管を含む。

第24条関係～第58条の28関係 (略)

第60条関係(帳簿)

(1)～(3) (略)

(4) 液化石油ガス保安規則及び一般高圧ガス保安規則の別表中単に名称とあるのは個人の場合にあっては、氏名を記載することとする。

II.政令関係

第2条関係(適用除外)

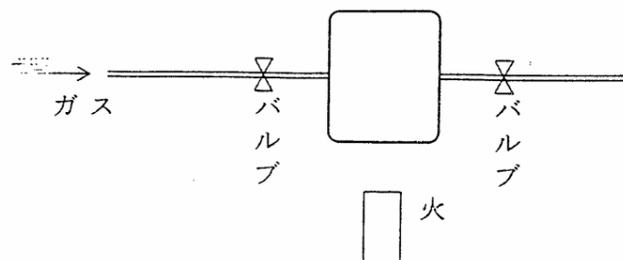
(1)～(3) (略)

(4) 第3項第1号で圧縮装置(空気分離装置内に用いられているものを除く。)内の5MPa以下の空気が適用除外とされ、同項第2号で圧縮装置内の5MPa以下の不活性ガスが適用されることから、空気と不活性ガスの混合ガスについても第2号の**経済**産業大臣が定める方法により設置されている圧縮装置内の5MPa以下のものであれば適用除外とする。

(5) 第3項第3号中「3トン未満の冷凍設備内における高圧ガス」**及び第3号の2中「3トン以上5トン未満の冷凍設備内の高圧ガス」**は冷凍の客体が高圧ガスに関係があるか否かを問わず法の適用が除外される。

(6) 第3項第5号の「オートクレーブ」とは、いわゆる「バッチ式反応釜」をいい、例えば**下**図のように常時配管により他の設備と結ばれている釜は含まれない。

第3項第8号中「圧力0.8メガパスカル」とは、液化ガスの蒸気圧をいい、液化フルオロカーボン12及び液化フルオロカーボン134aはこの条件に適合する。ただし、エアゾール(二重構造容器に充てんされたものであって、噴射剤が単一の液化ガスであるものを除く。)のように、缶の内容物が混合物であって、蒸気圧の物性値が不明の場合には、温度35℃における缶の内圧をもって、液化ガスの蒸気圧とみなすこととする。



第3条関係～第15条関係 (略)

(2)一般高圧ガス保安規則の運用及び解釈について

第1条関係 (略)

第2条関係

(略)

第1項第7号中貯槽について

法では高圧ガスが充てんされているものを全て容器として表現している(例えば、法第5条、法第41条)が、運用において不明確な面があったので本規則では貯槽及び容器という用語を用いることとし、法第5条の「容器」には規則上の「貯槽」及び「容器」が、法第41条の「容器」には、規則上の「容器」のみが該当することとした。

「貯蔵設備」とは、貯槽及び配管により高圧ガスの処理設備又は減圧設備等と連結されている容器であって高圧ガスを高圧ガスの状態で貯蔵しているものをいい、原料タンク、中間タンク、製品タンク、容器を配管により連結したもの、貯蔵タンク等を含み、タンクローリー上の容器及び充てんを受けている容器は高圧ガスを貯蔵していないので含まれないが、例えば長時間駐車しているタンクローリー上の容器から貯槽への充てんが、当該貯槽以降の処理量に応じて行われる場合のようなタンクローリー上の容器は貯蔵設備に含まれる。(タンクローリー上の容器におけるガスは貯蔵されている。)したがって、例えば7トンタンクローリーが移送するための時間は概ね1時間30分、その準備、整理等に30分程度を要すると考えると、概ね2時間を超えてタンクローリーが受入れ用貯槽に接続されている場合には、当該ローリー上の容器は貯

II.政令関係

第2条関係(適用除外)

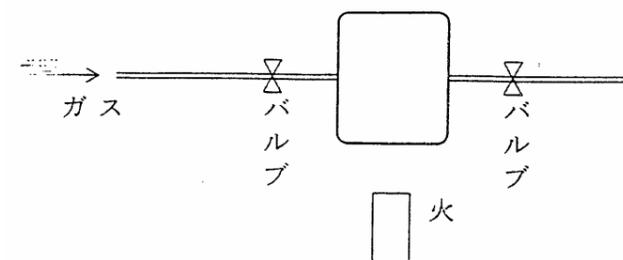
(1)～(3) (略)

(4) 第3項第1号で圧縮装置(空気分離装置内に用いられているものを除く。)内の5MPa以下の空気が適用除外とされ、同項第2号で圧縮装置内の5MPa以下の不活性ガスが適用されることから、空気と不活性ガスの混合ガスについても第2号の**通商**産業大臣が定める方法により設置されている圧縮装置内の5MPa以下のものであれば適用除外とする。

(5) 第3項第3号中「3トン未満の冷凍設備内における高圧ガス」は冷凍の客体が高圧ガスに関係があるか否かを問わず法の適用が除外される。

(6) 第3項第5号の「オートクレーブ」とは、いわゆる「バッチ式反応釜」をいい、例えば**次**図のように常時配管により他の設備と結ばれている釜は含まれない。

第3項第8号中「圧力0.8メガパスカル」とは、液化ガスの蒸気圧をいい、液化フルオロカーボン12及び液化フルオロカーボン134aはこの条件に適合する。ただし、エアゾール(二重構造容器に充てんされたものであって、噴射剤が単一の液化ガスであるものを除く。)のように、缶の内容物が混合物であって、蒸気圧の物性値が不明の場合には、温度35℃における缶の内圧をもって、液化ガスの蒸気圧とみなすこととする。



第3条関係～第15条関係 (略)

(2)一般高圧ガス保安規則の運用及び解釈について

第1条関係 (略)

第2条関係

(略)

第1項第7号中貯槽について

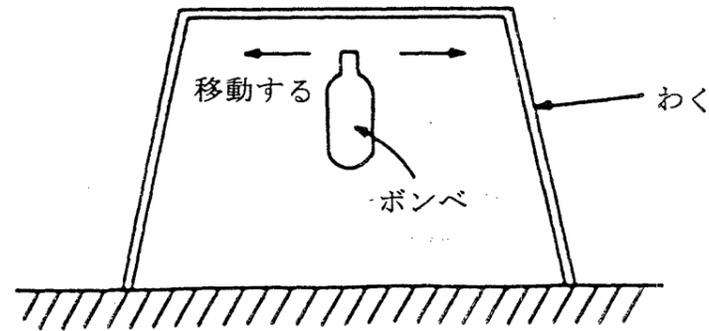
法では高圧ガスが充てんされているものを全て容器として表現している(例えば、法第5条、法第41条)が、運用において不明確な面があったので本規則では貯槽及び容器という用語を用いることとし、法第5条の「容器」には規則上の「貯槽」及び「容器」が、法第41条の「容器」には、規則上の「容器」のみが該当することとした。

「貯蔵設備」とは、貯槽及び配管により高圧ガスの処理設備又は減圧設備等と連結されている容器であって高圧ガスを高圧ガスの状態で貯蔵しているものをいい、原料タンク、中間タンク、製品タンク、容器を配管により連結したもの、貯蔵タンク等を含み、タンクローリー上の容器及び充てんを受けている容器は高圧ガスを貯蔵していないので含まれないが、例えば長時間駐車しているタンクローリー上の容器から貯槽への充てんが、当該貯槽以降の処理量に応じて行われる場合のようなタンクローリー上の容器は貯蔵設備に含まれる。(タンクローリー上の容器におけるガスは貯蔵されている。)したがって、例えば7トンタンクローリーが移送するための時間は概ね1時間30分、その準備、整理等に30分程度を要すると考えると、概ね2時間を超えてタンクローリーが受入れ用貯槽に接続されている場合には、当該ローリー上の

蔵設備となり、その置かれている場所は「容器置場」でもある。

「地盤面に対し移動することができないもの」とは、常時、地盤面に対して支柱等により固定されているものをいい、例えば、消費のため配管と一時的に接続されている容器は含まない。

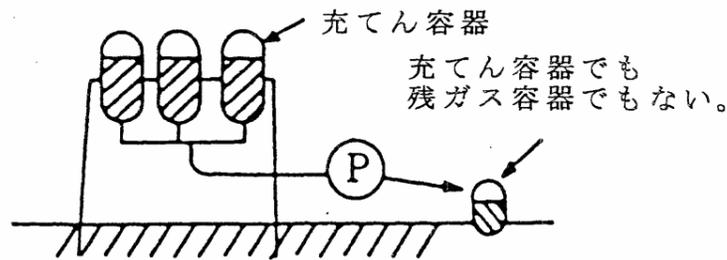
また、**左**の図のように常時地盤面固定されたわくに取り付けられているポンベは、それ自体が地盤面に対し移動することができるので、貯槽でなく容器である。



(略)

第1項第10号中充てん容器について

充てん容器については**右**の図のように、例えば充てん中の容器は含まれない。また、貯蔵設備である容器は残ガス容器との区分が困難なので充てん容器とみなすものとする。

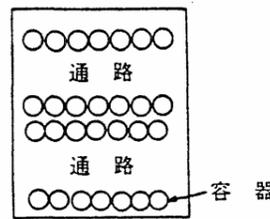


(略)

第1項第21号中容器置場について

「容器置場」とは、充てん容器又は残ガス容器を置く場所をいい**右**の図のような場合における通路は含み、充てん容器及び残ガス容器以外の容器のみを置く場所は含まれない。

容器置場の面積の算定の際は、事業所内に数個の容器置場があるときは、当該事業所内の容器置場の面積をそれぞれ合計することとする。



また、アセチレンガスだけの容器置場と液化石油ガスだけの容器置場とが明確に区分（例えば、障壁で仕切られ、その旨を明示してある場合）されている事業所においては、本規則の適用を受ける容器置場は、一般高圧ガスだけの容器置場であるから、容器置場の面積は一般高圧ガスだけの容器置場のみを合算し、液化石油ガスについては液化石油ガス保安規則の適用を受け、面積は液化石油ガスについて合算する。明確に区分されない場合は、双方ともに含めて合算するものとする。

(略)

第3条関係 (略)

第6条関係

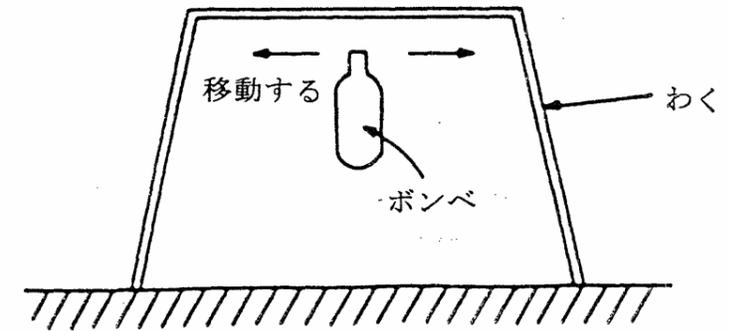
第1項中「製造設備の冷却の用に供する冷凍設備」とは、第2条関係のいわゆる付属冷凍についての図(口)及び(ハ)の※印を付した間接冷却式の付属冷凍設備の本体及び本体に取り付けられたブラインの第一継手の範囲をいう。

また、「冷凍保安規則に規定する技術上の基準による」とは、次のとおりとする。

容器は貯蔵設備となり、その置かれている場所は「容器置場」でもある。

「地盤面に対し移動することができないもの」とは、常時、地盤面に対して支柱等により固定されているものをいい、例えば、消費のため配管と一時的に接続されている容器は含まない。

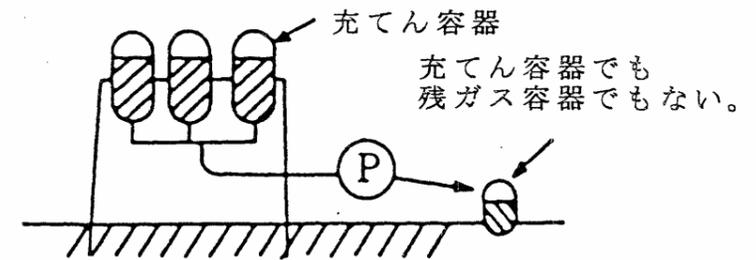
また、**次**の図のように常時地盤面固定されたわくに取り付けられているポンベは、それ自体が地盤面に対し移動することができるので、貯槽でなく容器である。



(略)

第1項第10号中充てん容器について

充てん容器については**次**の図のように、例えば充てん中の容器は含まれない。また、貯蔵設備である容器は残ガス容器との区分が困難なので充てん容器とみなすものとする。

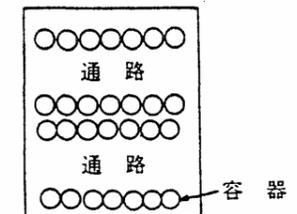


(略)

第1項第21号中容器置場について

「容器置場」とは、充てん容器又は残ガス容器を置く場所をいい**次**の図のような場合における通路は含み、充てん容器及び残ガス容器以外の容器のみを置く場所は含まれない。

容器置場の面積の算定の際は、事業所内に数個の容器置場があるときは、当該事業所内の容器置場の面積をそれぞれ合計することとする。



また、アセチレンガスだけの容器置場と液化石油ガスだけの容器置場とが明確に区分（例えば、障壁で仕切られ、その旨を明示してある場合）されている事業所においては、本規則の適用を受ける容器置場は、一般高圧ガスだけの容器置場であるから、容器置場の面積は一般高圧ガスだけの容器置場のみを合算し、液化石油ガスについては液化石油ガス保安規則の適用を受け、面積は液化石油ガスについて合算する。明確に区分されない場合は、双方ともに含めて合算するものとする。

(略)

第3条関係 (略)

第6条関係

第1項中「製造設備の冷却の用に供する冷凍設備」とは、第2条関係のいわゆる付属冷凍についての図(口)及び(ハ)の※印を付した間接冷却式の付属冷凍設備の本体及び本体に取り付けられたブラインの第一継手の範囲をいう。

また、「冷凍保安規則に規定する技術上の基準による」とは、次のとおりとする。

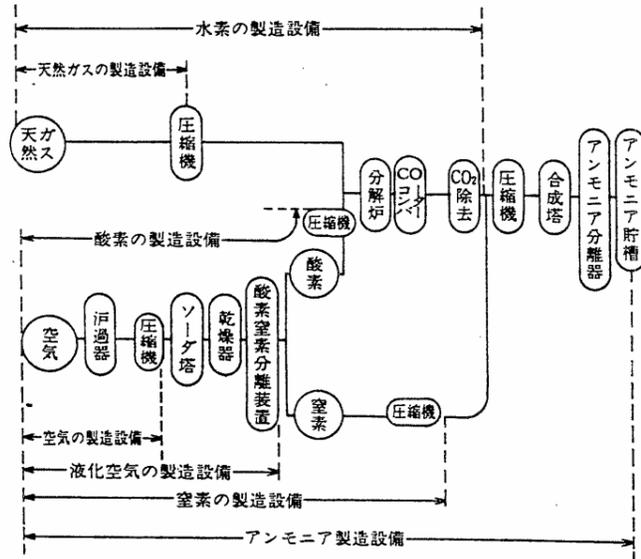
- (1) 第1項第11号及び第12号については、冷凍保安規則第7条第1項第6号を準用する。
- (2) 第1項第13号については、冷凍保安規則第64条第1号ロを準用する。
- (3) 第1項第14号については、冷凍保安規則第64条第1号イを準用する。
- (4) 第1項第19号については、冷凍保安規則第7条第1項第7号及び第8号を準用する。

1. ～3. (略)

4. 第1項第4号中「当該製造設備」の範囲については製造に必要なものである限りは製造するガスの種類が途中で異なる場合であっても配管により接続されている全体を一つの製造設備とみなす。

「酸素の製造設備」については例えば空気分離により窒素の製造を行う場合は、酸素の製造も行われているので当該分離器は酸素の製造設備ともなる。これらについては右の図を参照して運用されたい。

5. (略)



6. 法第20条に基づく完成検査時において、次に掲げる液体危険物タンクが第1項第11号の耐圧試験に合格することを確認する方法には、危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)第8条の2第7項の水圧検査に係るタンク検査済証を確認することを含むものとする。

①～⑥ (略)

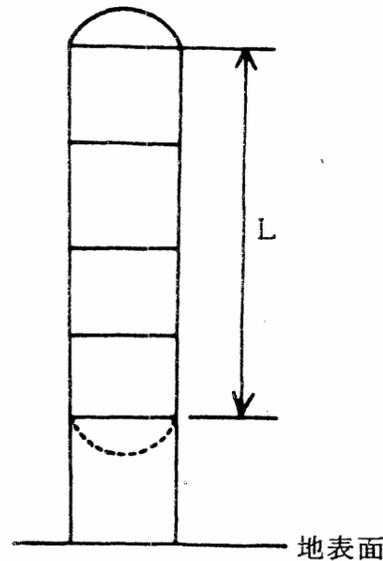
7. 第1項第17号中「塔」とは、たて置のものであって、反応、分離、精製、蒸留等を行う高圧ガス設備をいう。一般に塔と呼ばれない蒸発器、熱交換器等であっても、本号の規定に該当すれば塔となるので念のため。

「最高位の正接線から最低位の正接線までの長さ」とは、右図に示すLをいうものとする。

「支持構造物」とは、架構、レグ、ラグ、スカート、サドル、支柱、ブレース、ベースプレート、基礎ボルト、セットボルト及びアンカーストラップ並びにこれらと類似の機能を有する構造物をいい、配管に係るものにあつては、塔、貯槽、パイプラック、ガイド、Uボルト、レストレイント、ストッパー、ハンガー及び架構等の小梁並びにこれらと類似の機能を有する構造物をいう。

8. 第1項第18号中「常用の温度の範囲内に戻すことができるような措置」とは、自動温度制御装置又は常用の温度を常に監視でき、かつ、常用の温度の範囲を超えた場合に操作ボタン等により適切な措置が講じられるものとする。

なお、温度自動制御装置は、安全弁のごとく単に圧力を放出する安全装置ではなく、当該高圧ガス設備への入熱又は放熱を自動的に制御できる装置をいうものとする。



- (1) 第1項第11号及び第12号については、冷凍保安規則第7条第1項第6号を準用する。
- (2) 第1項第13号については、冷凍保安規則第64条第1号ロを準用する。
- (3) 第1項第14号については、冷凍保安規則第64条第1号イを準用する。
- (4) 第1項第19号については、冷凍保安規則第7条第1項第7号及び第8号を準用する。

1. ～3. (略)

4. 第1項第4号中「当該製造設備」の範囲については製造に必要なものである限りは製造するガスの種類が途中で異なる場合であっても配管により接続されている全体を一つの製造設備とみなす。

「酸素の製造設備」については例えば空気分離により窒素の製造を行う場合は、酸素の製造も行われているので当該分離器は酸素の製造設備ともなる。これらについては次の図を参照して運用されたい。

5. (略)

6. 第1項第6号関係

「外部から」とは、貯槽の付近からと解し、例えば、地下に埋設されたものについては標識を掲げればよいものとする。

7. 法第20条に基づく完成検査時において、次に掲げる液体危険物タンクが第1項第11号の耐圧試験に合格することを確認する方法には、危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)第8条の2第7項の水圧検査に係るタンク検査済証を確認することを含むものとする。

①～⑥ (略)

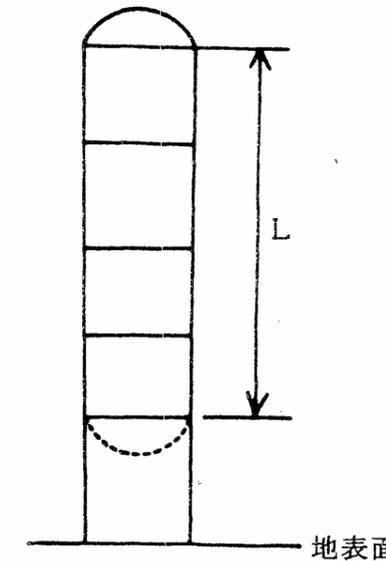
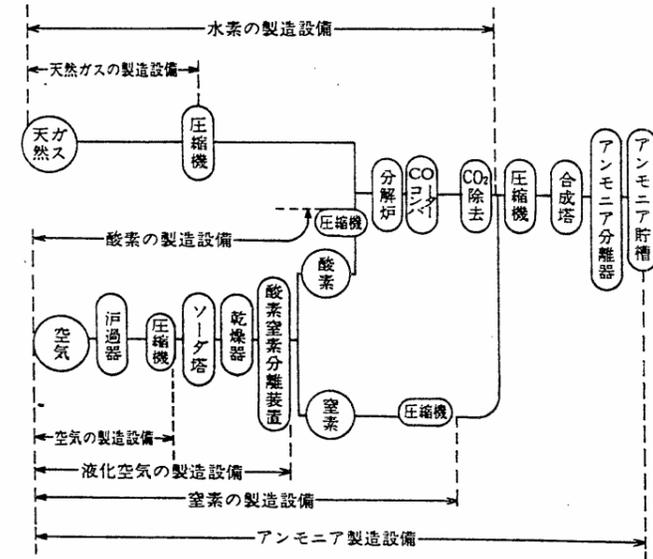
8. 第1項第17号中「塔」とは、たて置のものであって、反応、分離、精製、蒸留等を行う高圧ガス設備をいう。一般に塔と呼ばれない蒸発器、熱交換器等であっても、本号の規定に該当すれば塔となるので念のため。

「最高位の正接線から最低位の正接線までの長さ」とは、右図に示すLをいうものとする。

「支持構造物」とは、架構、レグ、ラグ、スカート、サドル、支柱、ブレース、ベースプレート、基礎ボルト、セットボルト及びアンカーストラップ並びにこれらと類似の機能を有する構造物をいい、配管に係るものにあつては、塔、貯槽、パイプラック、ガイド、Uボルト、レストレイント、ストッパー、ハンガー及び架構等の小梁並びにこれらと類似の機能を有する構造物をいう。

9. 第1項第18号中「常用の温度の範囲内に戻すことができるような措置」とは、自動温度制御装置又は常用の温度を常に監視でき、かつ、常用の温度の範囲を超えた場合に操作ボタン等により適切な措置が講じられるものとする。

なお、温度自動制御装置は、安全弁のごとく単に圧力を放出する安全装置ではなく、当該高圧ガス設備への入熱又は放熱を自動的に制御できる装置をいうものとする。



9. 第1項第22号は、丸形ガラス管液面計は、そもそもぜい弱であるので、一定の貯槽を除いて全面的に使用を禁止したものであり、また、同号の後段は、丸形ガラス管以外のガラス管ゲージを使用した場合には当該材料の強度からみて所要の措置を講じる旨の規定である。

「ガラス管ゲージ」とは、部分的にでもガラスを使用した全てのものを含み、丸形の管に限定されるものではなく、クリンガー式液面計もこれに含まれるので念のため。

10. 第1項第24号は、貯槽には2以上のバルブを設けさせ、その一つは必ず貯槽の直近に設けさせるとともに、他の一つは貯槽と他の社会通念上別の工程とみられる箇所に至るまでの間に設けさせればよい旨の規定であり、必ずしも二つのバルブを相近接して設置することまでは要しない。

なお、バルブの設け方を例示すると以下のとおりである。(図省略)

11. 第1項第32号中「可燃性物質を取り扱う設備」とは、次に掲げるものを製造し、貯蔵し、又は取り扱う設備とする。

(1)～(3) (略)

12. 第1項第42号中「容器置場」の明示については、第1項第1号と同様とする。

13. 第2項第1号中「保安上支障のない状態」とは、同号イからホまでに掲げる基準に適合している状態と解する。

14. 第2項第2号へ中「可燃性のパッキン」に該当しないものとして例えば、テフロン、フッ素ゴム等があげられる。

15. 第2項第7号中「エアゾール」とは、容器に充てんされた液化ガス(溶剤等と混合したものをいわずガス自身を指す。)又は圧縮ガスの圧力により、その容器又は他の容器に封入されているそのガス以外の目的物質(香料、医薬、殺虫剤等)を噴霧状又は練歯磨状等に排出する機構を有する製品における当該内容物をいう。

ハ(ホ)及び~~ズ~~の「使用中噴射剤が噴出ししない構造の容器」とは、例えば~~右~~の図に示すような構造のものをいい、「容易に排出することができる構造のもの」とは、弁、栓等の機構によりルの「取扱いに必要な注意」に従って消費者が単純な操作を行えばガス突出その他の危険



10. 第1項第20号中「着火源等」とは、フレアースタック、加熱炉、分解炉、改質炉、ボイラー、非防爆形電気設備等で火気を使用するもの及び火気となるものとする。

「安全な位置」とは、放出したガスが拡散して当該ガスが爆発限界以下となる位置をいうものとする。

「近接する建築物又は工作物」とは、当該建築物又は工作物が火気を取り扱う施設である場合にあっては放出管から8m以内にある建築物又は工作物、その他の場合にあっては5m以内にある建築物又は工作物をいう。

11. 第1項第22号は、丸形ガラス管液面計は、そもそもぜい弱であるので、一定の貯槽を除いて全面的に使用を禁止したものであり、また、同号の後段は、丸形ガラス管以外のガラス管ゲージを使用した場合には当該材料の強度からみて所要の措置を講じる旨の規定である。

「ガラス管ゲージ」とは、部分的にでもガラスを使用した全てのものを含み、丸形の管に限定されるものではなく、クリンガー式液面計もこれに含まれるので念のため。

12. 第1項第24号は、貯槽には2以上のバルブを設けさせ、その一つは必ず貯槽の直近に設けさせるとともに、他の一つは貯槽と他の社会通念上別の工程とみられる箇所に至るまでの間に設けさせればよい旨の規定であり、必ずしも二つのバルブを相近接して設置することまでは要しない。

なお、バルブの設け方を例示すると以下のとおりである。(図省略)

13. 第1項第31号中毒性ガスの製造施設に設けるガス漏えい検知警報設備については、毒性ガスの種類によってはまだ十分な選択性と精度を有するものが存在しないので、当分の間アクリロニトリル、亜硫酸ガス、アルシン、アンモニア、一酸化炭素、塩素、酸化エチレン、ジシラン、ジボラン、セレン化水素、二硫化炭素、ベンゼン、ホスフィン、モノゲルマン、モノシラン及び硫化水素の製造施設に限って設けるものとする。

なお、アルシン、ジシラン、ジボラン、セレン化水素、ホスフィン、モノゲルマン及びモノシランの製造施設の内、平成9年4月1日時点において現に許可を受け又は設置若しくは変更のための工事に着手している製造施設にあっては、平成9年4月1日から1年6月間は適用しない。

14. 第1項第32号中「可燃性物質を取り扱う設備」とは、次に掲げるものを製造し、貯蔵し、又は取り扱う設備とする。

(1)～(3) (略)

15. 第1項第42号中「容器置場」の明示については、第1項第1号と「外部から」については、第1項第6号と同様とする。

また、「軽量の屋根」については、短期間であれば不燃性又は難燃性のシートで充てん容器を覆うことにより代替できることとして差し支えない。

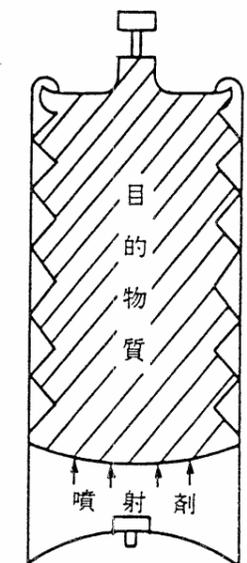
16. 第2項第1号中「保安上支障のない状態」とは、同号イからホまでに掲げる基準に適合している状態と解する。

17. 第2項第2号へ中「可燃性のパッキン」に該当しないものとして例えば、テフロン、フッ素ゴム等があげられる。

18. 第2項第3号イ中「多孔質物性能試験に合格する」は「アセトンに浸潤させた多孔質物」につながるものである。

19. 第2項第7号中「エアゾール」とは、容器に充てんされた液化ガス(溶剤等と混合したものをいわずガス自身を指す。)又は圧縮ガスの圧力により、その容器又は他の容器に封入されているそのガス以外の目的物質(香料、医薬、殺虫剤等)を噴霧状又は練歯磨状等に排出する機構を有する製品における当該内容物をいう。

ハ(ホ)及び~~ル~~の「使用中噴射剤が噴出ししない構造の容器」とは、例えば~~次~~の図に示すような構造のものをいい、「容易に排出することができる構造のもの」とは、弁、栓等の機構によりルの「取扱いに必要な注意」に従って消費者が単純な操作を行えばガス突出その他の危険を伴わずに高圧ガスを排出できるものをいう。



を伴わずに高圧ガスを排出できるものをいう。

なお、当該エアゾールの容器の内容積の算定は、目的物質及び噴射剤が混合されている一般のエアゾールの場合と同様に目的物質及び噴射剤の体積を合算したものとする。

又中「取扱いに必要な注意（使用中噴射剤が噴出ししない構造の容器にあつては、使用後当該噴射剤を当該容器から排出するときに必要な注意を含む。）」とは、高圧ガス保安法施行令関係告示（平成9年3月通商産業省告示第139号）第4条第3号チ、リ及びルに定める事項をいう。

なお、第2項第7号の規定は、エアゾールの製造について特掲された基準であり、エアゾール製造業者はこの号のみ遵守すればよいのではなく、他の号の規定（例えば第1項第1号）も遵守しなければならないことは当然であるから念のため。

16. 第2項第8号関係

出荷のため、一時的に置く容器もイの規定により、容器置場に置かなければならないことは当然である。

ハ中「計量器等作業に必要な物」とは、具体的には計量器、転倒防止装置、工具、消火設備、気密試験設備、塗装用設備（塗料を除く。）、温度計等をいう。

なお、容器置場に作業に必要な物以外の物を置けないのは容器が搬入されている時であり、容器が搬入されていない場合に、高圧ガスに関係のない一般の貨物を貯蔵することは差し支えない。

ニ中「引火性又は発火性の物」には、例えば、石油類を含み、薪炭類は含まない。

ホ中「温度40度・・・」については、例えば、直射日光、暖房等による温度上昇を防ぐため、屋根、障壁、散水装置を設ける等の措置を講じることという。

第7条関係（略）

第8条関係

(1) 第1項第5号中「貯蔵設備である充てん容器等」とは、いわゆるバルクローリの容器のような、高圧ガスを運ぶために車両に固定した移動式製造設備の容器本体をいい、「貯蔵設備であるその容器置場」とは、いわゆるバルクローリの車庫等をいう。

(2) ～(3)（略）

なお、当該エアゾールの容器の内容積の算定は、目的物質及び噴射剤が混合されている一般のエアゾールの場合と同様に目的物質及び噴射剤の体積を合算したものとする。

又中「エアゾールの温度を48度」にするための方法の一例としては、例えば次のような方法が考えられる。

① 圧力充てん（噴射剤を冷却することなくバルブを通して充てんすること。）を行った場合には、内容積が300立方センチメートルを超える容器にあつては1分50秒以上、内容積が300立方センチメートル以下の容器にあつては1分30秒以上水温53度以上57度未満のベルトコンベア方式の温水試験機に当該容器を浸漬させる。

② 冷却充てん（噴射剤を冷却してから充てんすること。）を行った場合には、内容積が300立方センチメートルを超える容器にあつては2分30秒以上、内容積が300立方センチメートル以下の容器にあつては1分50秒以上水温53度以上57度未満のベルトコンベア方式の温水試験機に当該容器を浸漬させる。

ル中「取扱いに必要な注意（使用中噴射剤が噴出ししない構造の容器にあつては、使用後当該噴射剤を当該容器から排出するときに必要な注意を含む。）」とは、高圧ガス保安法施行令関係告示（平成9年3月通商産業省告示第139号）第4条第3号チ、リ及びルに定める事項をいう。

なお、第2項第7号の規定は、エアゾールの製造について特掲された基準であり、エアゾール製造業者はこの号のみ遵守すればよいのではなく、他の号の規定（例えば第1項第1号）も遵守しなければならないことは当然であるから念のため。

20. 第2項第8号関係

出荷のため、一時的に置く容器もイの規定により、容器置場に置かなければならないことは当然である。

ハ中「計量器等作業に必要な物」とは、具体的には計量器、転倒防止装置、工具、消火設備、気密試験設備、塗装用設備（塗料を除く。）、温度計等をいう。

なお、容器置場に作業に必要な物以外の物を置けないのは容器が搬入されている時であり、容器が搬入されていない場合に、高圧ガスに関係のない一般の貨物を貯蔵することは差し支えない。

ニ中「引火性又は発火性の物」には、例えば、石油類を含み、薪炭類は含まない。

ホ中「温度40度・・・」については、例えば、直射日光、暖房等による温度上昇を防ぐため、屋根、障壁、散水装置を設ける等の措置を講じることという。

ヘ中「転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置」とは、具体的には次の措置をいう。

(イ) 上から物が落ちるおそれのある場所に置かないこと。

(ロ) 水平な場所に置くこと。

(ハ) フルオロカーボン等の10Kg入り容器にあつては、原則として2段積以下とし、やむを得ず3段積にするときは、ロープをかけること。

(ニ) プラットホーム等の周囲より高い場所に置くときは、プラットホーム等の端に置かないようにし、やむを得ず端に置くときは、ロープをかけ又は柵を設けること。

(ホ) 固定プロテクターのない容器にあつては、キャップを施すこと。ただし、容器置場にある容器であつて、(イ)から(ニ)までの措置によりバルブが損傷するおそれのないものは、この限りでない。

第7条関係（略）

第8条関係

(1) 第1項第7号中「貯蔵設備である充てん容器等」とは、いわゆるバルクローリの容器のような、高圧ガスを運ぶために車両に固定した移動式製造設備の容器本体をいい、「貯蔵設備であるその容器置場」とは、いわゆるバルクローリの車庫等をいう。

(2) ～(3)（略）

(4) 第2項第2号中「貯蔵設備である充てん容器等」とは、第1項第7号と同様である。

(4) 第2項第2号中「貯蔵設備である充てん容器等」とは、第1項第5号と同様である。

(5) (略)

第10条関係 (略)

第11条関係

本条は、第二種製造者のうち1日に製造をするガスの容積が30立方メートル以上の者における法第12条第1項の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第2項の経済産業省令で定める技術上の基準が、第一種製造者と同様の基準であることを示しているものである。

第13条関係～第18条関係 (略)

第20条関係

第1号の「貯蔵の目的」は〇〇のため××ガスを〇〇により貯蔵する等記載する。

第2号の「法第16条第2項の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項」とは、同基準に適合しているか否かを判断するために必要な事項をいい、例えば第6条第1項第2号を準用する箇所にあつては図面に距離関係を図示すること。

第26条関係

本条は、第二種貯蔵所における法第18条第2項の経済産業省令で定める技術上の基準が、第一種貯蔵所と同様の基準であることを示しているものである。

第33条関係 (略)

第37条関係

第1号の「販売の目的」には、例えば、圧縮天然ガスを燃料の用に供する一般消費者に販売する者にあつては販売区域等を具体的に(〇〇町の区域の〇〇に対して販売)記載すること。

第2号の「法第20条の6第1項の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項を記載したもの」とは、同基準に適合しているか否かを判断するために必要な事項をいい、例えば第40条第1号の場合においては遵守する旨及び台帳の記載事項を記載すること。

第40条関係

1. 第1号中「保安状況を明記した台帳」には、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとし、様式は任意とする。

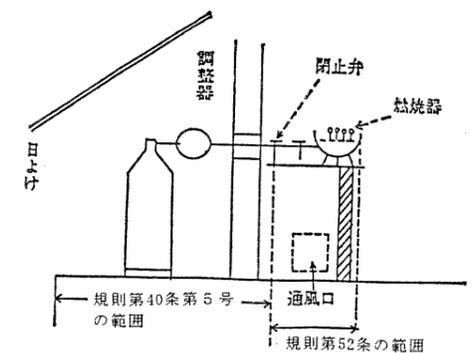
一～二 (略)

三 (イ) 圧縮天然ガスを燃料の用に供する一般消費者に販売する者(以下「A」という。)にあつては引渡した容器から消費者における最初の閉止弁までの配管の配置状況及びそれらの付近の状況を示す図面並びにそれらの所在地
(ロ)～(ハ) (略)

2. ～3. (略)

4. 第4号中「硬質管」とは0.8MPa以上の圧力で行う耐圧試験に合格する金属管又はこれと同等以上の耐圧性能を有する管をいう。

なお、第4号により、販売業者が容器等の設置に関し



備考 調整器と燃焼器との間に多数の閉止弁があるときは、上図のごとく消費者における最初の閉止弁を「閉止弁」と解する

(5) (略)

第10条関係 (略)

第11条関係

本条は、第二種製造者のうち1日に製造をするガスの容積が30立方メートル以上の者における法第12条第1項の通商産業省令で定める技術上の基準及び同条第2項の通商産業省令で定める技術上の基準が、第一種製造者と同様の基準であることを示しているものである。

第13条関係～第18条関係 (略)

第20条関係

第1号の「貯蔵の目的」は〇〇のため××ガスを〇〇により貯蔵する等記載する。

第2号の「法第16条第2項の通商産業省令で定める技術上の基準に関する事項」とは、同基準に適合しているか否かを判断するために必要な事項をいい、例えば第6条第1項第2号を準用する箇所にあつては図面に距離関係を図示すること。

第26条関係

本条は、第二種貯蔵所における法第18条第2項の通商産業省令で定める技術上の基準が、第一種貯蔵所と同様の基準であることを示しているものである。

第33条関係 (略)

第37条関係

第1号の「販売の目的」には、例えば、圧縮天然ガスを燃料の用に供する一般消費者に販売する者にあつては販売区域等を具体的に(〇〇町の区域の〇〇に対して販売)記載すること。

第2号の「法第20条の6第1項の通商産業省令で定める技術上の基準に関する事項を記載したもの」とは、同基準に適合しているか否かを判断するために必要な事項をいい、例えば第40条第1号のロの場合においては遵守する旨及び台帳の記載事項を記載すること。

第40条関係

1. 第1号中「保安状況を明記した台帳」には、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとし、様式は任意とする。

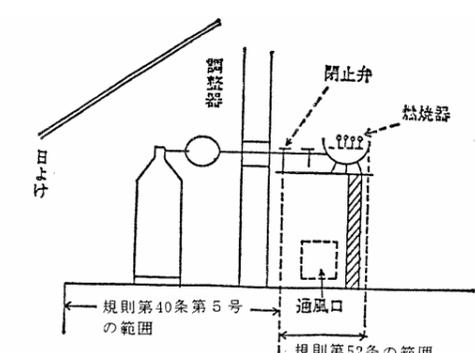
一～二 (略)

三 圧縮天然ガスを燃料の用に供する一般消費者に販売する者(以下「A」という。)にあつては引渡した容器から消費者における最初の閉止弁までの配管の配置状況及びそれらの付近の状況を示す図面並びにそれらの所在地
(ロ)～(ハ) (略)

2. ～3. (略)

4. 第4号中「硬質管」とは0.8MPa以上の圧力で行う耐圧試験に合格する金属管又はこれと同等以上の耐圧性能を有する管をいう。

なお、第4号により、販売業者が容器等の設置に関し義務を負う範囲は次の図に示すとおりとする。



備考 調整器と燃焼器との間に多数の閉止弁があるときは、上図のごとく消費者における最初の閉止弁を「閉止弁」と解する

義務を負う範囲は右の図に示すとおりとする。

5. (略)

第45条関係～第46条関係 (略)

第49条関係

(略)

第19号について

イについて (略)

ロについて

(略)

また、応援体制を確保する場合には、都道府県、産業保安監督部、警察、消防等の関係行政機関との連絡及び協調、応援の具体的内容並びに当事者及び応援者並びに付近住民等第三者に対する災害補償について特に明確にしておくことが望ましい。

ハについて (略)

第20号について

(1) (略)

(2) ロの規定により運転者2人を充てる場合に、運転者2人がいずれも規則第49条第17号に規定する資格者でない場合には、資格者が同号の規定によりもう1人乗ることになり、合計3人乗ることになるが、これが道路交通法等との関係で3人乗車できないときは、運搬できないことになるから念のため。

第21号について (略)

第50条関係～第52条関係 (略)

第53条関係

「法第24条の3第1項の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第2項の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項」とは、同基準に適合しているか否かを判断するために必要な事項をいい、例えば第55条第1項第2号の場合においてはそれぞれの距離関係を図示することをいう。

なお、特定高圧ガス消費者の届出において、第一種製造者若しくは第一種貯蔵所等の許可等に係る消費施設の位置等の添付書類と重複しているものがある場合には、重複するため省略した旨を明記した書類を添付し、重複部分を省略した上で提出しても差し支えない。

第55条関係

第1項第9号について (略)

5. (略)

第45条関係～第46条関係 (略)

第49条関係

(略)

第19号について

イについて (略)

ロについて

(略)

また、応援体制を確保する場合には、都道府県、通商産業局、警察、消防等の関係行政機関との連絡及び協調、応援の具体的内容並びに当事者及び応援者並びに付近住民等第三者に対する災害補償について特に明確にしておくことが望ましい。

ハについて (略)

第20号について

(1) (略)

(2) ロに規定する「Dの値が1となる距離を超えて移動するとき」の距離は、本号に規定する量(残ガス容器中のガスの量を含む。)のガスを積載した状態で継続的に移動するときの距離をいう。

なお、運転者2人がいずれも規則第49条第17号に規定する資格者でない場合には、資格者が同号の規定によりもう1人乗ることになり、合計3人乗ることになるが、これが道路交通法等との関係で3人乗車できないときは、運搬できないことになるから念のため。

第21号について (略)

第50条関係～第52条関係 (略)

第53条関係

「法第24条の3第1項の通商産業省令で定める技術上の基準及び同条第2項の通商産業省令で定める技術上の基準に関する事項」とは、同基準に適合しているか否かを判断するために必要な事項をいい、例えば第55条第1項第2号の場合においてはそれぞれの距離関係を図示することをいう。

なお、特定高圧ガス消費者の届出において、第一種製造者若しくは第一種貯蔵所等の許可等に係る消費施設の位置等の添付書類と重複しているものがある場合には、重複するため省略した旨を明記した書類を添付し、重複部分を省略した上で提出しても差し支えない。

第55条関係

第1項第9号について (略)

第1項第12号について

緊急時に容易に避難のできる構造とは、特殊高圧ガスの消費設備を設置する室に緊急時に避難を容易にするために以下の緊急避難通路及び避難口があることをいう。

1. 緊急避難通路について

消費設備を設置する室から屋外等の安全な場所に避難するための通路として、以下の条件に適合する通路があること。

(1) 緊急避難通路(扉の部分を除く。)の巾は1.2m 以上とすること。

(2) 緊急避難通路は二方向に避難できるものであること。

(3) 緊急避難通路は高圧ガス、危険物、毒劇物等の集積されている場所を避けて設けること。

(4) 緊急避難通路には多数の者の目に触れ易い場所に誘導灯又は誘導標識標示(以下「誘導灯等」という。)を設けること。

第1項第22号のイについて（略）

第56条関係～第63条関係（略）

第64条関係

第2項第1号中「これらと同様の機能を有するバルブ(以下「気化器等」という。)により炭酸ガスを製造する者」とは、液化炭酸ガスの貯槽からバルブで液化炭酸ガスを流し出しドライアイスの製造を行うような場合に、通常液化炭酸ガスの貯槽には付属冷凍設備が設置され高圧ガスの製造が行われており、このような形態を想定したものである。

第2項第1号及び第3号から第5号中「保安について監督させる者」は、それぞれの事業所で1名以上選任することとし、代理者の選任は不要である。また、交替制をとっている事業所であっても、それぞれの直に監督者が常駐する必要はないが、監督者が不在の際の連絡体制を確保する必要がある。

第66条関係

(1) 第1項の製造施設区分について

(イ)（略）

(ロ) 複数の製造設備を有する第1種製造者の事業所内で第64条第2項各号の設備により高圧ガスを製造する場合、当該設備については製造施設区分とは見なさず保安係員の選任は必要としない。

なお、同項第1号及び第3号から第5号に掲げる設備の場合「保安について監督させる者」の選任は必要である。

(2)（略）

(3) 第6項の規定は、保安係員の選任に当たって製造施設区分を一緒にできる特例を認めたものである。

(イ)（略）

(ロ) 「保安管理上これと同等以上であると経済産業大臣が認める」製造施設は、パイロットプラント及び第79条でいう休止施設等である。

(4) 第8項中「経済産業大臣が定める製造施設区分」とは、酸素、窒素、圧縮空気、アンモニア、炭酸ガス、塩素、液化石油ガス等に係る製造施設ごととする。この場合において系列を異にする場合及び交代制をとっているものにあつては、系列ごと及び直ごとに係員を選任するものとする。ただし、保安管理組織を円滑に機能させるため、溶鉱炉、転炉、鑄造、分塊、圧板圧延、条鋼圧延その他の工程の区分ごとに当該区分に属する高圧ガスの製造施設が隣接し、設備の配置等から一体として管理されるものとして設計されているものにあつては、工程の区分ごととする。

また、同一の工程の区分であつて系列が異なる場合にあつても高圧ガスの製造施設が隣接し、設備の配置等から一体として管理されるものとして設計されているものにあつては、工程の区分ごととする。

第67条関係～第79条関係（略）

第82条関係

別表第3の保安検査の方法で「常用の圧力以上の圧力で行う気密試験」については、開放検査を行わない年に、当該運転状態の圧力で、当該運転状態の高圧ガスを用いて気密試験を実施しても差し支えない。

別表第3第1項第11号の規定により実施する耐圧試験又は開放検査の周期について、認定保安検査実施者の場合には、経済産業大臣が認定する際に認めた周期として差し支えない。

2. 避難口について

(1) 消費設備を設置する室には、緊急避難通路に出ることができる避難口を設けること。

(2) (1) の出入口には、誘導灯を設けること。

第1項第22号のイについて（略）

第56条関係～第63条関係（略）

第64条関係

第2項第1号中「これらと同様の機能を有するバルブ(以下「気化器等」という。)により炭酸ガスを製造する者」とは、液化炭酸ガスの貯槽からバルブで液化炭酸ガスを流し出しドライアイスの製造を行うような場合に、通常液化炭酸ガスの貯槽には付属冷凍設備が設置され高圧ガスの製造が行われており、このような形態を想定したものである。

第2項第1号、第3号及び第4号中「保安について監督させる者」は、それぞれの事業所で1名以上選任することとし、代理者の選任は不要である。また、交替制をとっている事業所であっても、それぞれの直に監督者が常駐する必要はないが、監督者が不在の際の連絡体制を確保する必要がある。

第66条関係

(1) 第1項の製造施設区分について

(イ)（略）

(ロ) 複数の製造設備を有する第1種製造者の事業所内で第64条第2項各号の設備により高圧ガスを製造する場合、当該設備については製造施設区分とは見なさず保安係員の選任は必要としない。

なお、同項第1号、第3号及び第4号に掲げる設備の場合「保安について監督させる者」の選任は必要である。

(2)（略）

(3) 第6項の規定は、保安係員の選任に当たって製造施設区分を一緒にできる特例を認めたものである。

(イ)（略）

(ロ) 「保安管理上これと同等以上であると通商産業大臣が認める」製造施設は、パイロットプラント及び第79条でいう休止施設等である。

(4) 第8項中「通商産業大臣が定める製造施設区分」とは、酸素、窒素、圧縮空気、アンモニア、炭酸ガス、塩素、液化石油ガス等に係る製造施設ごととする。この場合において系列を異にする場合及び交代制をとっているものにあつては、系列ごと及び直ごとに係員を選任するものとする。ただし、保安管理組織を円滑に機能させるため、溶鉱炉、転炉、鑄造、分塊、圧板圧延、条鋼圧延その他の工程の区分ごとに当該区分に属する高圧ガスの製造施設が隣接し、設備の配置等から一体として管理されるものとして設計されているものにあつては、工程の区分ごととする。

また、同一の工程の区分であつて系列が異なる場合にあつても高圧ガスの製造施設が隣接し、設備の配置等から一体として管理されるものとして設計されているものにあつては、工程の区分ごととする。

第67条関係～第79条関係（略）

第82条関係

別表第3の保安検査の方法で「常用の圧力以上の圧力で行う気密試験」については、開放検査を行わない年に、当該運転状態の圧力で、当該運転状態の高圧ガスを用いて気密試験を実施しても差し支えない。

別表第3第1項第11号の規定により実施する耐圧試験又は開放検査の周期について、認定保安検査実施者の場合には、通商産業大臣が認定する際に認めた周期として差し支えない。

第83条関係～第102条関係（略）

第83条関係～第102条関係（略）

一般高圧ガス保安規則の一部を改正する省令(昭和56年通商産業省令第66号)附則関係
第2項中「耐震上軽微な変更の工事」とは、次のいずれかに該当すると認められるものをいう。
(1)～(4)（略）

(3) 液化石油ガス保安規則の運用及び解釈について

第1条関係（略）

第2条関係
(略)

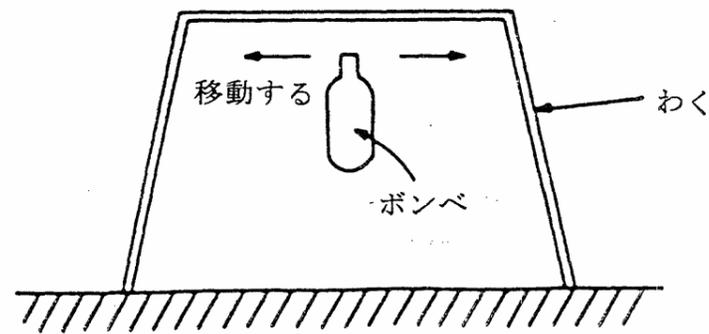
第1項第3号中貯槽について

法では高圧ガスが充てんされるものを全て容器として表現している(例えば、法第5条、法第41条)が運用において不明確な面があったので本規則では、貯槽及び容器という用語を用いることとし、法第5条等の「容器」には、規則上の「貯槽」及び「容器」が、法第41条の「容器」には、規則上の「容器」のみが該当することとした。

「貯蔵設備」とは、貯槽及び配管により、高圧ガスの処理設備又は減圧設備等と連結されている容器であって、高圧ガスを高圧ガスの状態で貯蔵しているものをいい、原料タンク、中間タンク、製品タンク、容器を配管により連結したものの、貯蔵タンク等を含み、タンクローリー上の容器及び充てんをうけている容器は液化石油ガスを貯蔵していないので含まれないが、例えば、長時間駐車しているタンクローリー上の容器から貯槽への充てんが、当該貯槽から容器(例えば、自動車用容器)に充てんする量に応じて連動的に行われる場合のようなタンクローリー上の容器は貯蔵設備に含まれる。(タンクローリー上の容器におけるガスは貯蔵されている。)したがって、例えば、7トンタンクローリーが液化石油ガスを移送するための時間は概ね1時間30分間、その準備、整理等に30分程度を要すると考えると概ね2時間を超えて、タンクローリーが受入用貯槽に接続されている場合には、当該ローリー上の容器は貯蔵設備となり、その置かれている場所は、「容器置場」でもある。

「地盤面に対し移動することができないもの」とは、常時地盤面に対して支柱等により固定されているものをいい、例えば、消費のため配管と一時的に接続されている容器は含まれない。

また、**左**の図のように常時地盤面に固定されたわくに取り付けられているポンペは、それ自体が地盤面に対し移動することができるので、貯槽でなく容器である。

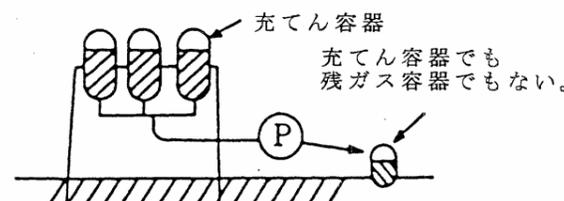


(略)

第1項第7号中充てん容器について

充てん容器については、**右**の図のように例えば充てん中の容器は含まれない。

また、貯蔵設備である容器は、残ガス容器との区分が困難なので充てん容器とみなすものとする。



一般高圧ガス保安規則の一部を改正する省令(昭和56年通商産業省令第65号)附則関係
第2項中「耐震設計上軽微な変更の工事」とは、次のいずれかに該当すると認められるものをいう。
(1)～(4)（略）

(3) 液化石油ガス保安規則の運用及び解釈について

第1条関係（略）

第2条関係
(略)

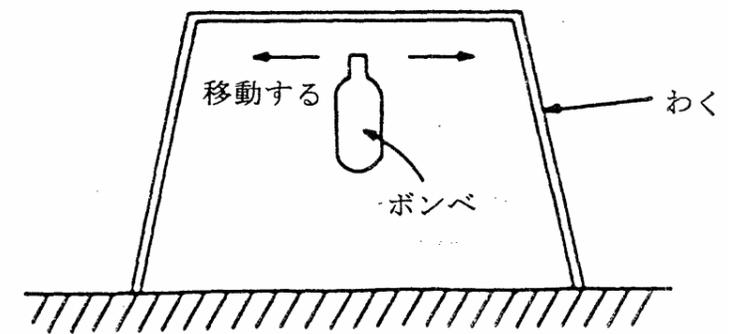
第1項第3号中貯槽について

法では高圧ガスが充てんされるものを全て容器として表現している(例えば、法第5条、法第41条)が運用において不明確な面があったので本規則では、貯槽及び容器という用語を用いることとし、法第5条等の「容器」には、規則上の「貯槽」及び「容器」が、法第41条の「容器」には、規則上の「容器」のみが該当することとした。

「貯蔵設備」とは、貯槽及び配管により、高圧ガスの処理設備又は減圧設備等と連結されている容器であって、高圧ガスを高圧ガスの状態で貯蔵しているものをいい、原料タンク、中間タンク、製品タンク、容器を配管により連結したものの、貯蔵タンク等を含み、タンクローリー上の容器及び充てんをうけている容器は液化石油ガスを貯蔵していないので含まれないが、例えば、長時間駐車しているタンクローリー上の容器から貯槽への充てんが、当該貯槽から容器(例えば、自動車用容器)に充てんする量に応じて連動的に行われる場合のようなタンクローリー上の容器は貯蔵設備に含まれる。(タンクローリー上の容器におけるガスは貯蔵されている。)したがって、例えば、7トンタンクローリーが液化石油ガスを移送するための時間は概ね1時間30分間、その準備、整理等に30分程度を要すると考えると概ね2時間を超えて、タンクローリーが受入用貯槽に接続されている場合には、当該ローリー上の容器は貯蔵設備となり、その置かれている場所は、「容器置場」でもある。

「地盤面に対し移動することができないもの」とは、常時地盤面に対して支柱等により固定されているものをいい、例えば、消費のため配管と一時的に接続されている容器は含まれない。

また、**次**の図のように常時地盤面に固定されたわくに取り付けられているポンペは、それ自体が地盤面に対し移動することができるので、貯槽でなく容器である。



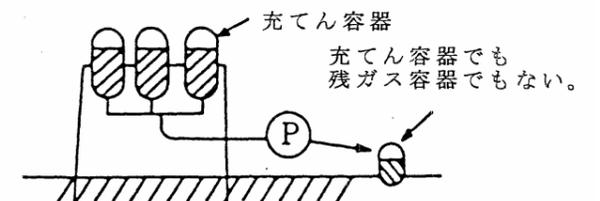
(略)

第1項第7号中充てん容器について

充てん容器については、**次**の図のように例えば充てん中の容器は含まれない。

また、貯蔵設備である容器は、残ガス容器との区分が困難なので充てん容器とみなすものとする。

(略)

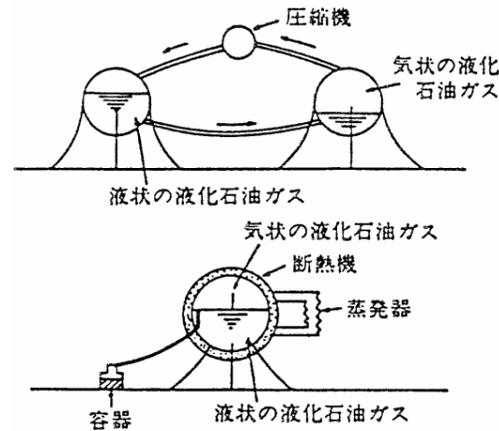


(略)

第1項第13号中処理設備について

「処理設備」とは、例えば液化石油ガスを加圧するポンプ、**右**の図のような圧縮機及び蒸発器並びに1MPa以上の気化された液化石油ガスを発生する蒸発器をいう。

(略)



第1項第18号中容器置場について

「容器置場」とは、充てん容器又は残ガス容器を置く場所をいい、**右**の図のような場合における通路は含み、充てん容器及び残ガス容器以外の容器のみを置く場所は含まれない。

容器置場の面積の算定の際は、事業所内に数個の容器置場があるときは、当該事業所内の容器置場の面積をそれぞれ合計することとする。

また、液化石油ガス以外の容器置場と液化石油ガス以外の高圧ガスのみの容器置場とが明確に区分(例えば、障壁で仕切られ、その旨を明示してある場合)されている事業所においては、本規則の適用を受ける容器置場は液化石油ガスのみの容器置場であるから、容器置場の面積は液化石油ガスの容器置場のみを合算し、液化石油ガス以外の高圧ガスについては一般高圧ガス保安規則の適用を受け、面積は液化石油ガス以外について合算する。

明確に区分されない場合は、双方ともに含めて合算するものとする。

(略)

第3条関係 (略)

第6条関係

(略)

7. 法第20条に基づく完成検査時において、次に掲げる液体危険物タンクが第1項第17号の耐圧試験に合格することを確認する方法には、危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第 306号)第8条の2第7項の水圧検査に係るタンク検査済証を確認することを含むものとする。

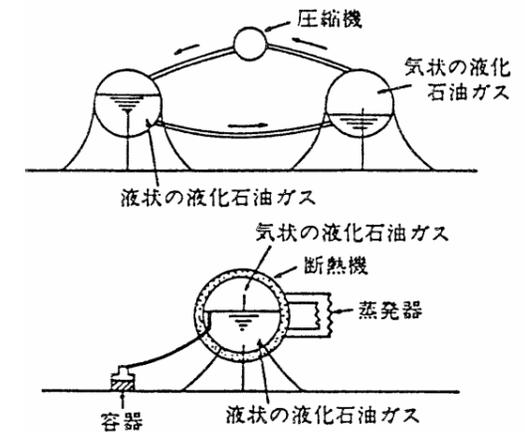
①～⑥ (略)

8. 第1項20号中「支持構造物」とは、塔及び貯槽に係るものにあつては、架構、レグ、ラグ、サドル、支柱、ブレース、ベースプレート、基礎ボルト、セットボルト及びアンカーストラップ並びにこれらと類似の機能を有する構造物をいい、配管に係るものにあつては、塔、貯槽、パイラック、ガイド、Uボルト、レストレイント、ストッパー、ハンガー及び架構等の小梁並びにこれらと類似の機能を有する構造物をいう。

第1項第13号中処理設備について

「処理設備」とは、例えば液化石油ガスを加圧するポンプ、**次**の図のような圧縮機及び蒸発器並びに1MPa以上の気化された液化石油ガスを発生する蒸発器をいう。

(略)



第1項第18号中容器置場について

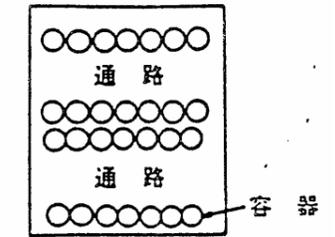
「容器置場」とは、充てん容器又は残ガス容器を置く場所をいい、**次**の図のような場合における通路は含み、充てん容器及び残ガス容器以外の容器のみを置く場所は含まれない。

容器置場の面積の算定の際は、事業所内に数個の容器置場があるときは、当該事業所内の容器置場の面積をそれぞれ合計することとする。

また、液化石油ガス以外の容器置場と液化石油ガス以外の高圧ガスのみの容器置場とが明確に区分(例えば、障壁で仕切られ、その旨を明示してある場合)されている事業所においては、本規則の適用を受ける容器置場は液化石油ガスのみの容器置場であるから、容器置場の面積は液化石油ガスの容器置場のみを合算し、液化石油ガス以外の高圧ガスについては一般高圧ガス保安規則の適用を受け、面積は液化石油ガス以外について合算する。

明確に区分されない場合は、双方ともに含めて合算するものとする。

(略)



第3条関係 (略)

第6条関係

(略)

7. 第1項第9号中「外部から」とは、貯槽の付近からと解し、例えば、地下に埋設されたものについては標識を掲げればよいものとする。

8. 法第20条に基づく完成検査時において、次に掲げる液体危険物タンクが第1項第17号の耐圧試験に合格することを確認する方法には、危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第 306号)第8条の2第7項の水圧検査に係るタンク検査済証を確認することを含むものとする。

①～⑥ (略)

9. 第1項20号中「支持構造物」とは、塔及び貯槽に係るものにあつては、架構、レグ、ラグ、サドル、支柱、ブレース、ベースプレート、基礎ボルト、セットボルト及びアンカーストラップ並びにこれらと類似の機能を有する構造物をいい、配管に係るものにあつては、塔、貯槽、パイラック、ガイド、Uボルト、レストレイント、ストッパー、ハンガー及び架構等の小梁並びにこれらと類似の機能を有する構造物をいう。

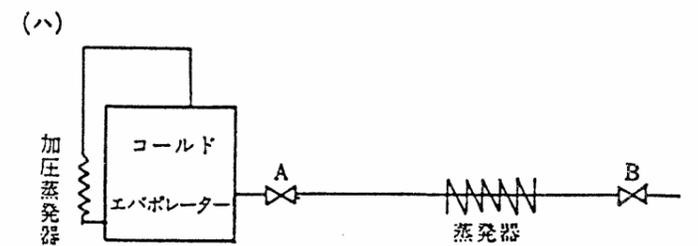
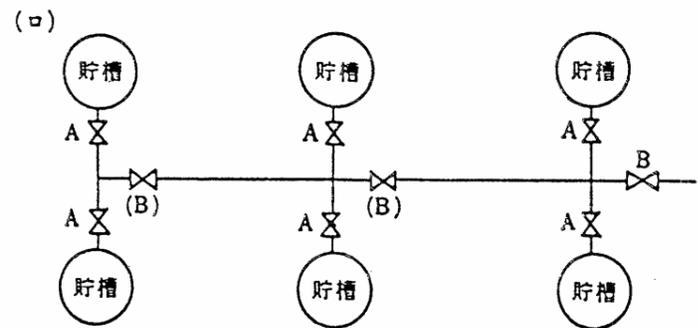
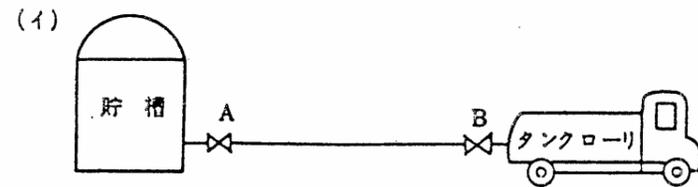
10. 第1項第22号中「着火源」とは、フレアースタック、加熱炉、分解炉、改質炉、ボイラー、非防爆形電気

9. 第1項第24号は、丸形ガラス管液面計は、そもそもぜい弱であるので一定の貯槽を除いて全面的に使用を禁止したものであり、また、同号の後段は、丸形ガラス管以外のガラス管ゲージを使用した場合には、当該材料の強度からみて所要の措置を講じさせる旨の規定である。

「ガラス管ゲージ」とは、部分的にでもガラスを使用した全てのものを含み、丸形の管に限定されるものではなく、クリンガー式液面計もこれに含まれるので念のため。

10. 第1項第25号は、貯槽には2以上のバルブを設けさせ、その一つは必ず貯槽の直近に設けさせるとともに、他の一つは貯槽と他の社会通念上別の工程とみられる箇所に至るまでの間に設けさせればよい旨の規定であり、必ずしも二つのバルブを相近接して設置することまでは要しない。

なお、バルブの設け方を例示すると以下のとおりである。



A; 貯槽の直近に設けたバルブ
 B; 他の一つのバルブ
 (B); 必ずしも設けなくともよいバルブ

11. 第1項第35号中「容器置場」の明示については、第1項第1号と同様とする。

設備等の火気を使用するもの及び火気となるものとする。

「近接する建築物又は工作物」とは、当該建築物又は工作物が火気を取り扱う施設である場合にあっては放出管から8m以内にある建築物又は工作物、その他の場合にあっては5m以内にある建築物又は工作物をいう。

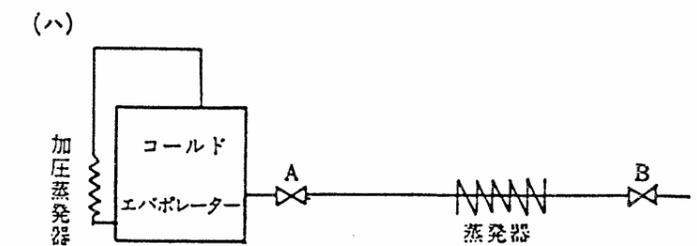
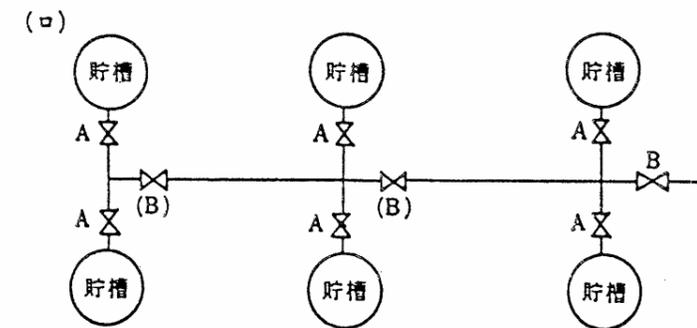
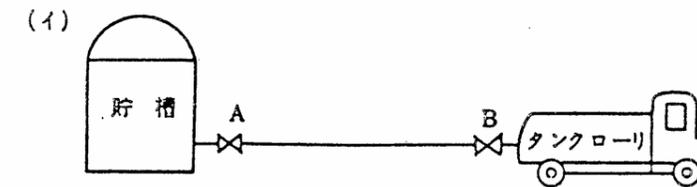
「安全な位置」とは、放出したガスが拡散して、当該ガスの爆発限界以下となる位置をいうものとする。

11. 第1項第24号は、丸形ガラス管液面計は、そもそもぜい弱であるので一定の貯槽を除いて全面的に使用を禁止したものであり、また、同号の後段は、丸形ガラス管以外のガラス管ゲージを使用した場合には、当該材料の強度からみて所要の措置を講じさせる旨の規定である。

「ガラス管ゲージ」とは、部分的にでもガラスを使用した全てのものを含み、丸形の管に限定されるものではなく、クリンガー式液面計もこれに含まれるので念のため。

12. 第1項第25号は、貯槽には2以上のバルブを設けさせ、その一つは必ず貯槽の直近に設けさせるとともに、他の一つは貯槽と他の社会通念上別の工程とみられる箇所に至るまでの間に設けさせればよい旨の規定であり、必ずしも二つのバルブを相近接して設置することまでは要しない。

なお、バルブの設け方を例示すると以下のとおりである。



A; 貯槽の直近に設けたバルブ
 B; 他の一つのバルブ
 (B); 必ずしも設けなくともよいバルブ

13. 第1項第35号中「容器置場」の明示については第1項第1号と、「外部から」については第1項第9号と同様とする。

12. 第2項第1号中「液化石油ガスの発生」とは、例えば、圧力0.7MPaの液状のガスを蒸発器により圧力1MPaの気状のガスにすることをいう。

「減圧」とは、例えば、1.5MPaの気状のガスを1.2MPaの気状のガスにすることをいう。

なお、同号中「保安上支障のない状態」とは、同号イからホまでに掲げる基準に適合している状態と解する。

13. 第2項第3号中「エアゾール」とは、容器に充てんされた液化ガス(溶剤等と混合したものをいわずガス自身を指す。)又は圧縮ガスの圧力により、その容器又は他の容器に封入されているそのガス以外の目的物質(香料、医薬、殺虫剤等)を噴霧状又は練歯磨状等に排出する機構を有する製品における当該内容物をいう。

イ(ホ)及びチの「使用中噴射剤が噴出ししない構造の容器」とは、例えば右の図に示すような構造のものをいい、「容易に排出することができる構造のもの」とは、弁、栓等の機構により「取扱いに必要な注意」に従って消費者が単純な操作を行えばガス突出その他の危険を伴わずに高圧ガスを排出できるものをいう。

なお、当該エアゾールの容器の内容積の算定は、目的物質及び噴射剤が混合されている一般のエアゾールの場合と同様に目的物質及び噴射剤の体積を合算したものとす。



チの「取扱いに必要な注意(使用中噴射剤が噴出ししない構造の容器にあつては、使用後当該噴射剤を当該容器から排出するときに必要な注意を含む。)」とは、高圧ガス保安法施行令関係告示(平成9年3月通商産業省告示第139号)第4条第3号チ、リ、ルに定める事項をいう。

なお、第2項第3号の規定はエアゾール等の製造について特掲された基準であり、エアゾール等製造業者はこの号のみ遵守すればよいのではなく、他の号の規定(例えば第1項第1号)も遵守しなければならないので念のため。

14. 第2項第7号関係

出荷のため、一時的に置く容器もイの規定により、容器置場に置かなければならないことは当然である。

「計量器等作業に必要な物」とは、具体的には計量器、転倒防止装置、工具、消火設備、気密試験設備、塗装用設備(塗料を除く)、温度計等をいう。

なお、容器置場に作業に必要な物以外の物を置けないのは容器が搬入されている時であり、容器が搬入されていない場合に、高圧ガスに関係のない一般の貨物を貯蔵することは差し支えない。

「引火性若しくは発火性の物」には、例えば石油類を含み、薪炭類は含まない。

「温度40度以下に保つこと」については、例えば、直射日光、暖房等による温度上昇を防ぐため、屋根、

また、「軽量の屋根」については、短期間であれば不燃性又は難燃性のシートで充てん容器を覆うことにより代替できることとして差し支えない。

14. 第1項第36号中又「通報のための設備」とは、電話、インターホン等をいう。

15. 第2項第1号中「液化石油ガスの発生」とは、例えば、圧力0.7MPaの液状のガスを蒸発器により圧力1MPaの気状のガスにすることをいう。

「減圧」とは、例えば、1.5MPaの気状のガスを1.2MPaの気状のガスにすることをいう。

なお、同号中「保安上支障のない状態」とは、同号イからホまでに掲げる基準に適合している状態と解する。

16. 第2項第3号中「エアゾール」とは、容器に充てんされた液化ガス(溶剤等と混合したものをいわずガス自身を指す。)又は圧縮ガスの圧力により、その容器又は他の容器に封入されているそのガス以外の目的物質(香料、医薬、殺虫剤等)を噴霧状又は練歯磨状等に排出する機構を有する製品における当該内容物をいう。

イ(ホ)及びリの「使用中噴射剤が噴出ししない構造の容器」とは、例えば次の図に示すような構造のものをいい、「容易に排出することができる構造のもの」とは、弁、栓等の機構により「取扱いに必要な注意」に従って消費者が単純な操作を行えばガス突出その他の危険を伴わずに高圧ガスを排出できるものをいう。

なお、当該エアゾールの容器の内容積の算定は、目的物質及び噴射剤が混合されている一般のエアゾールの場合と同様に目的物質及び噴射剤の体積を合算したものとす。

チの「エアゾールの温度を48度」にするための方法の一例としては、例えば次のような方法が考えられる。

① 圧力充てん(噴射剤を冷却することなくバルブを通して充てんすること。)を行った場合には、内容積が300立方センチメートルを超える容器にあつては1分50秒以上、内容積が300立方センチメートル以下の容器にあつては1分30秒以上水温53度以上57度未満のベルトコンベア方式の温水試験機に当該容器を浸漬させる。

② 冷却充てん(噴射剤を冷却してから充てんすること。)を行った場合には、内容積が300立方センチメートルを超える容器にあつては1分30秒以上、内容積が300立方センチメートル以下の容器にあつては1分50秒以上水温53度以上57度未満のベルトコンベア方式の温水試験機に当該容器を浸漬させる。

リの「取扱いに必要な注意(使用中噴射剤が噴出ししない構造の容器にあつては、使用後当該噴射剤を当該容器から排出するときに必要な注意を含む。)」とは、高圧ガス保安法施行令関係告示(平成9年3月通商産業省告示第139号)第4条第3号チ、リ、ルに定める事項をいう。

なお、第2項第3号の規定はエアゾール等の製造について特掲された基準であり、エアゾール等製造業者はこの号のみ遵守すればよいのではなく、他の号の規定(例えば第1項第1号)も遵守しなければならないので念のため。

17. 第2項第7号関係

出荷のため、一時的に置く容器もイの規定により、容器置場に置かなければならないことは当然である。

「計量器等作業に必要な物」とは、具体的には計量器、転倒防止装置、工具、消火設備、気密試験設備、塗装用設備(塗料を除く)、温度計等をいう。

なお、容器置場に作業に必要な物以外の物を置けないのは容器が搬入されている時であり、容器が搬入されていない場合に、高圧ガスに関係のない一般の貨物を貯蔵することは差し支えない。

「引火性若しくは発火性の物」には、例えば石油類を含み、薪炭類は含まない。

「温度40度以下に保つこと」については、例えば、直射日光、暖房等による温度上昇を防ぐため、屋根、障壁、散水装置を設ける等の措置を講じることという。



障壁、散水装置を設ける等の措置を講じることを行う。

第9条関係～第11条関係（略）

第12条関係

本条は、第二種製造者のうち1日に製造をするガスの容積が30立方メートル以上の者における法第12条第1項の経済産業省令で定める技術上の基準は、第一種製造者と同様の基準であることを示しているものである。

第15条関係～第19条関係（略）

第21条関係

「貯蔵の目的」には〇〇のため〇〇ガスを〇〇により貯蔵する等記載する。
「法第16条第2項の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項」とは、同基準に適合しているか否かを判断するために必要な事項をいい、例えば、第6条第1項第2号を準用する箇所にあつては、図面に距離関係を図示すること。

第27条関係

本条は、第二種貯蔵所における貯蔵所の位置、法第18条第2項の通経済産業省令で定める技術上の基準が、第一種貯蔵所と同様の基準であることを示しているものである。

第34条関係（略）

第38条関係

「販売の目的」には、具体的に販売区域等（〇〇町の区域の事業所数〇に対する販売）を記載すること。
「法第20条の6第1項の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項」とは、同基準に適合しているか否かを判断するために必要な事項をいい、例えば第41条第1号の場合においては、遵守する旨及び台帳の記載事項を記載すること。

第41条関係～第45条の3関係（略）

第48条関係

（略）
第16号について
イについて（略）
ロについて

「事故等が発生した際に共同して対応するための組織」としては、例えば高圧ガス地域防災協議会が

「転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置」とは、具体的には次の措置を行う。

（イ）上から物が落ちるおそれのある場所に置かないこと。

（ロ）水平な場所に置くこと。

（ハ）10kg入り容器にあつては原則として、2段積以下とし、やむを得ず3段積にするときは、ロープをかけること。

（ニ）プラットホーム等の周囲より高い場所に置くときは、プラットホーム等の端に置かないようにし、やむを得ず端に置くときは、ロープをかけまたは柵を設けること。

（ホ）固定プロテクターのない容器にあつては、キャップを施すこと。ただし、容器置場にある容器であつて（イ）から（ニ）までの措置によりバルブが損傷するおそれのないものは、この限りでない。

第9条関係～第11条関係（略）

第12条関係

本条は、第二種製造者のうち1日に製造をするガスの容積が30立方メートル以上の者における法第12条第1項の通商産業省令で定める技術上の基準は、第一種製造者と同様の基準であることを示しているものである。

第15条関係～第19条関係（略）

第21条関係

「貯蔵の目的」には〇〇のため〇〇ガスを〇〇により貯蔵する等記載する。
「法第16条第2項の通商産業省令で定める技術上の基準に関する事項」とは、同基準に適合しているか否かを判断するために必要な事項をいい、例えば、第6条第1項第2号を準用する箇所にあつては、図面に距離関係を図示すること。

第27条関係

本条は、第二種貯蔵所における貯蔵所の位置、法第18条第2項の通商産業省令で定める技術上の基準が、第一種貯蔵所と同様の基準であることを示しているものである。

第34条関係（略）

第38条関係

「販売の目的」には、具体的に販売区域等（〇〇町の区域の事業所数〇に対する販売）を記載すること。
「法第20条の6第1項の通商産業省令で定める技術上の基準に関する事項」とは、同基準に適合しているか否かを判断するために必要な事項をいい、例えば第41条第1号の場合においては、遵守する旨及び台帳の記載事項を記載すること。

第41条関係～第45条の3関係（略）

第48条関係

（略）
第16号について
イについて（略）
ロについて

「事故等が発生した際に共同して対応するための組織」としては、例えば高圧ガス地域防災協議会があり、同協議会に加入するか、又は荷送人、移動経路の近辺に所在する第一種製造者等と申し合せを

あり、同協議会に加入するか、又は荷送人、移動経路の近辺に所在する第一種製造者等と申し合せを行うこと等により、緊急措置のための要員の派遣、資材の提供等を受けることとし、移動するときは当該会員証又は申し合せ書等の写しを携行するものとする。

この場合、荷送人、移動経路の近辺に所在する第一種製造者等との申し合せ等では、移動する全ての都道府県につき各々少なくとも1人以上の者と申し合せ等を行うことが望ましい。

なお、第14号に掲げる高圧ガスの移動はもちろんのこと、それ以外の高圧ガスの移動についても高圧ガス地域防災協議会、輸送業者、荷送人その他の関係者が密接に協力すること等により自主保安体制が確立されることが望ましい。

また、応援体制を確保する場合には、都道府県、**産業保安監督部**、警察、消防等の関係行政機関との連絡及び協調、応援の具体的内容並びに当事者及び応援者並びに付近住民等第三者に対する災害補償について特に明確にしておくことが望ましい。

ハについて（略）

第17号について

(1)～(2)（略）

(3) **ロの規定により運転者2人を充てる場合に、**運転者2人がいずれも規則第48条第14号に規定する資格者でない場合には、資格者が同号の規定によりもう1人乗ることになり、合計3人乗ることになるが、これが道路交通法等との関係で3人乗車できないときは、運搬できないことになるから念のため。

(略)

第49条関係（略）

第51条関係

「法第24条の3第1項の**経済**産業省令で定める技術上の基準及び同条第2項の**経済**産業省令で定める技術上の基準に関する事項」とは、同基準に適合しているか否かを判断するために必要な事項をいい、例えば、第53条第1項第2号の場合においては、それぞれの距離関係を 図示することをいう。

なお、特定高圧ガス消費者の届出において、第一種製造者若しくは第一種貯蔵所等の許可等に係る消費施設の位置等の添付書類と重複しているものがある場合には、重複するため省略した旨を明記した書類を添付し、重複部分を省略した上で提出しても差し支えない。

第53条関係～第77条関係（略）

第80条関係

別表第3の保安検査の方法で「常用の圧力以上の圧力で行う気密試験」については、開放検査を行わない年に、当該運転状態の圧力で、当該運転状態の液化石油ガスを用いて気密試験を実施しても差し支えない。

別表第3第1項第17号の規定により実施する耐圧試験又は開放検査の周期について、認定保安検査実施者の場合には、**経済**産業大臣が認定する際に認めた周期として差し支えない。

第81条関係～第93条関係（略）

液化石油ガス保安規則の一部を改正する省令（昭和56年通商産業省令第65号）附則関係（略）

行うこと等により、緊急措置のための要員の派遣、資材の提供等を受けることとし、移動するときは当該会員証又は申し合せ書等の写しを携行するものとする。

この場合、荷送人、移動経路の近辺に所在する第一種製造者等との申し合せ等では、移動する全ての都道府県につき各々少なくとも1人以上の者と申し合せ等を行うことが望ましい。

なお、第14号に掲げる高圧ガスの移動はもちろんのこと、それ以外の高圧ガスの移動についても高圧ガス地域防災協議会、輸送業者、荷送人その他の関係者が密接に協力すること等により自主保安体制が確立されることが望ましい。

また、応援体制を確保する場合には、都道府県、**通商産業局**、警察、消防等の関係行政機関との連絡及び協調、応援の具体的内容並びに当事者及び応援者並びに付近住民等第三者に対する災害補償について特に明確にしておくことが望ましい。

ハについて（略）

第17号について

(1)～(2)（略）

(3) **ロに規定する「Dの値が1となる距離を超えて移動するとき」の距離は、液化石油ガスを積載した状態で継続的に移動するときの距離をいう。**

なお、運転者2人がいずれも規則第48条第14号に規定する資格者でない場合には、資格者が同号の規定によりもう1人乗ることになり、合計3人乗ることになるが、これが道路交通法等との関係で3人乗車できないときは、運搬できないことになるから念のため。

(略)

第49条関係（略）

第51条関係

「法第24条の3第1項の**通商**産業省令で定める技術上の基準及び同条第2項の**通商**産業省令で定める技術上の基準に関する事項」とは、同基準に適合しているか否かを判断するために必要な事項をいい、例えば、第53条第1項第2号の場合においては、それぞれの距離関係を 図示することをいう。

なお、特定高圧ガス消費者の届出において、第一種製造者若しくは第一種貯蔵所等の許可等に係る消費施設の位置等の添付書類と重複しているものがある場合には、重複するため省略した旨を明記した書類を添付し、重複部分を省略した上で提出しても差し支えない。

第53条関係～第77条関係（略）

第80条関係

別表第3の保安検査の方法で「常用の圧力以上の圧力で行う気密試験」については、開放検査を行わない年に、当該運転状態の圧力で、当該運転状態の液化石油ガスを用いて気密試験を実施しても差し支えない。

別表第3第1項第17号の規定により実施する耐圧試験又は開放検査の周期について、認定保安検査実施者の場合には、**通商**産業大臣が認定する際に認めた周期として差し支えない。

第81条関係～第93条関係（略）

液化石油ガス保安規則の一部を改正する省令（昭和56年通商産業省令第65号）附則関係（略）

(4)コンビナート等保安規則の運用及び解釈について

(4)コンピナート等保安規則の運用及び解釈について

第1条関係 (略)

第2条関係

(略)

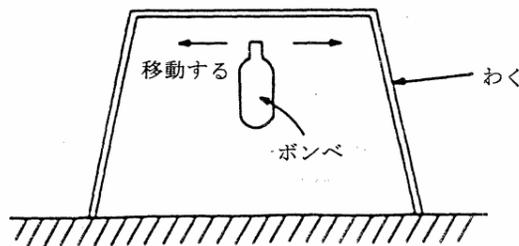
第1項第8号中貯槽について

法では高圧ガスが充てんされるものを全て容器として表現している(例えば、法第5条、法第41条)が、運用において不明確な面があったので本規則では貯槽及び容器という用語を用いることとし、法第5条等の「容器」には規則上の「貯槽」及び「容器」が、法第41条の「容器」には、規則上の「容器」のみが該当することとした。

「貯蔵設備」とは、貯槽及び配管により高圧ガスの処理設備又は減圧設備等と連結されている容器であって高圧ガスを高圧ガスの状態で貯蔵しているものをいい、原料タンク、中間タンク、製品タンク又は容器を配管により連結したもの、貯蔵タンク等を含み、タンクローリー上の容器及び充てんを受けている容器は高圧ガスを貯蔵していないので含まれないが、例えば長時間駐車しているタンクローリー上の容器から貯槽への充てんが、当該貯槽以降の処理量に応じて行われる場合のようなタンクローリー上の容器は、貯蔵設備に含まれる(タンクローリー上の容器におけるガスは貯蔵されている。)。従って、例えば7トンタンクローリーが移送するための時間は概ね1時間30分、その準備、整理等に30分程度を要すると考えると、概ね2時間を超えてタンクローリーが受入れ用貯槽に接続されている場合には、当該ローリー上の容器は貯蔵設備となり、その置かれている場所は「容器置場」でもある。

「地盤面に対して移動することができないもの」とは、常時、地盤面に対して支柱等により固定されているものをいい、例えば、配管と一時的に接続されている容器は含まれない。

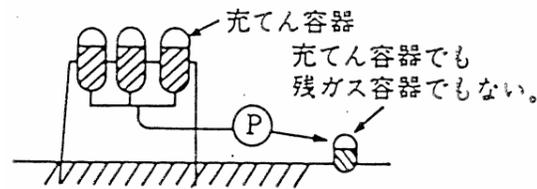
また、**左**の図のように常時地盤面に固定された枠に取り付けられているポンペは、それ自体が地盤面に対し移動することができるので、貯槽でなく容器である。



(略)

第1項第11号中充てん容器について

充てん容器については、**右**の図のように、例えば充てん中の容器は含まれない。また、貯蔵設備である容器は、残ガス容器との区分が困難なので充てん容器とみなすものとする。



第1項第25号及び第26号中第一種置場距離及び第二種置場距離について

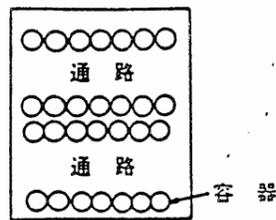
「容器置場」とは、充てん容器又は残ガス容器を置く場所をいい、**右**の図のような場合における通路を含み、充てん容器及び残ガス容器以外の容器のみを置く場所を含まない。

容器置場の面積の算定の際は、事業所内に数個の容器置場があるときは、当該事業所内の容器置場の面積をそれぞれ合計することとする。

特定製造者の保安距離の例について

特定製造者の事業所について距離の算定を中心として参考のため充てんの態様別に例示すると次のとおりである。(図省略)

(略)



第3条関係 (略)

第1条関係 (略)

第2条関係

(略)

第1項第8号中貯槽について

法では高圧ガスが充てんされるものを全て容器として表現している(例えば、法第5条、法第41条)が、運用において不明確な面があったので本規則では貯槽及び容器という用語を用いることとし、法第5条等の「容器」には規則上の「貯槽」及び「容器」が、法第41条の「容器」には、規則上の「容器」のみが該当することとした。

「貯蔵設備」とは、貯槽及び配管により高圧ガスの処理設備又は減圧設備等と連結されている容器であって高圧ガスを高圧ガスの状態で貯蔵しているものをいい、原料タンク、中間タンク、製品タンク又は容器を配管により連結したもの、貯蔵タンク等を含み、タンクローリー上の容器及び充てんを受けている容器は高圧ガスを貯蔵していないので含まれないが、例えば長時間駐車しているタンクローリー上の容器から貯槽への充てんが、当該貯槽以降の処理量に応じて行われる場合のようなタンクローリー上の容器は、貯蔵設備に含まれる(タンクローリー上の容器におけるガスは貯蔵されている。)。従って、例えば7トンタンクローリーが移送するための時間は概ね1時間30分、その準備、整理等に30分程度を要すると考えると、概ね2時間を超えてタンクローリーが受入れ用貯槽に接続されている場合には、当該ローリー上の容器は貯蔵設備となり、その置かれている場所は「容器置場」でもある。

「地盤面に対して移動することができないもの」とは、常時、地盤面に対して支柱等により固定されているものをいい、例えば、配管と一時的に接続されている容器は含まれない。

また、**次**の図のように常時地盤面に固定された枠に取り付けられているポンペは、それ自体が地盤面に対し移動することができるので、貯槽でなく容器である。

(略)

第1項第11号中充てん容器について

充てん容器については、**次**の図のように、例えば充てん中の容器は含まれない。また、貯蔵設備である容器は、残ガス容器との区分が困難なので充てん容器とみなすものとする。

第1項第25号及び第26号中第一種置場距離及び第二種置場距離について

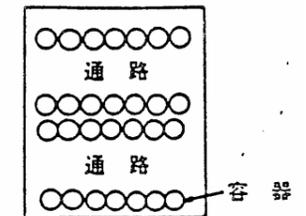
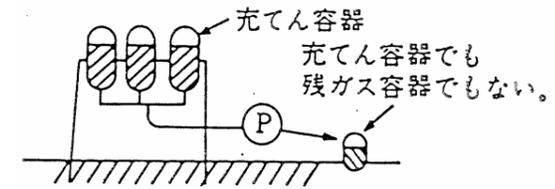
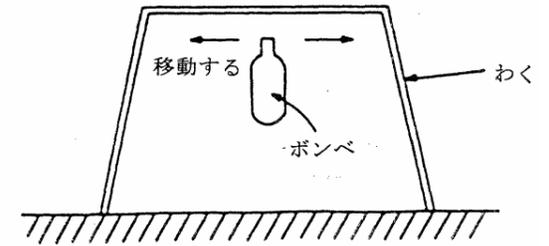
「容器置場」とは、充てん容器又は残ガス容器を置く場所をいい、**次**図のような場合における通路を含み、充てん容器及び残ガス容器以外の容器のみを置く場所を含まない。

容器置場の面積の算定の際は、事業所内に数個の容器置場があるときは、当該事業所内の容器置場の面積をそれぞれ合計することとする。

特定製造者の保安距離の例について

特定製造者の事業所について距離の算定を中心として参考のため充てんの態様別に例示すると次のとおりである。(図省略)

(略)



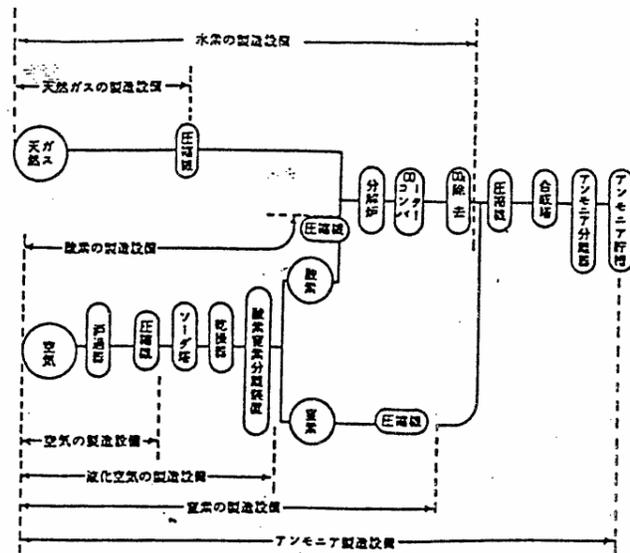
第3条関係 (略)

第5条関係
(略)

6. 第1項第11号中「当該製造設備」の範囲については、製造に必要なものである限り製造するガスの種類が途中で異なる場合であっても配管により接続されている全体を一つの製造設備とみなす。

「酸素の製造設備」については、例えば空気分離により窒素の製造を行う場合は、酸素の製造も行われているので当該分離器は酸素の製造設備にも該当する。これらについては左の図を参照すること。

(略)



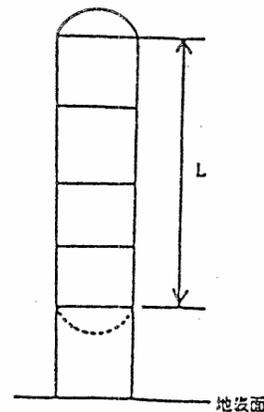
11. 第1項第24号中「塔」とは、たて置のものであって、反応、分離、精製、蒸留等を行う高圧ガス設備をいう。一般に塔と呼ばれない蒸発器、熱交換器等であっても、本号の規定に該当すれば塔となるので念のため。

「最高位の正接線から最低位の正接線までの長さ」とは、右の図に示すLをいうものとする。

「支持構造物」とは、架構、レグ、ラグ、スカート、サドル、支柱、ブレース、ベースプレート、基礎ボルト、セットボルト及びアンカーストラップ並びにこれらと類似の機能を有する構造物をいい、配管に係るものにあつては、塔、貯槽、パイプラック、ガイド、Uボルト、レストレイント、ストッパー、ハンガー及び架構等の小梁並びにこれらと類似の機能を有する構造物をいう。

12. 特殊反応設備に対する第1項第25号から第1項第28号までに規定する各種安全装置は、特殊反応設備内の反応を十分に制御するために設置を義務付けたものであり、反応の監視、制御上最も効果的な箇所に設けるものとする。例えば、一般的にはエチレン製造施設のアセチレン水添塔の場合のように、その内部温度を監視するため、当該水添塔そのものの内部に温度計を設置するものとする。

しかし、例外として、例えばアンモニア二次改質炉のように、入口部分の温度が非常に高く、緊急遮断装置をその部分に設置することが著しく困難であつて、一次改質炉の入口部分のように該当特殊反応設備と一体とみなしうる箇所で、当該目的を十分に果たしうる箇所がある場合にあつては、その箇所に設置することもできるものとする。



第5条関係
(略)

6. 第1項第11号中「当該製造設備」の範囲については、製造に必要なものである限り製造するガスの種類が途中で異なる場合であっても配管により接続されている全体を一つの製造設備とみなす。

「酸素の製造設備」については、例えば空気分離により窒素の製造を行う場合は、酸素の製造も行われているので当該分離器は酸素の製造設備にも該当する。これらについては以下の図を参照すること。

(略)

11. 第1項第22号関係について

「着火源等」とは、フレアースタック、加熱炉、分解炉、改質炉、ボイラー、非防爆形電気設備等で火気を使用するもの及び火気となるものとする。

「安全な位置」とは、放出したガスが拡散して当該ガスが爆発限界以下となる位置をいうものとする。

「近接する建築物又は工作物」とは、当該建築物又は工作物が火気を取り扱う施設である場合にあっては放出管から8m以内にある建築物又は工作物、その他の場合にあっては5m以内にある建築物又は工作物をいう。

12. 第1項第24号中「塔」とは、たて置のものであって、反応、分離、精製、蒸留等を行う高圧ガス設備をいう。一般に塔と呼ばれない蒸発器、熱交換器等であっても、本号の規定に該当すれば塔となるので念のため。

「最高位の正接線から最低位の正接線までの長さ」とは、右の図に示すLをいうものとする。

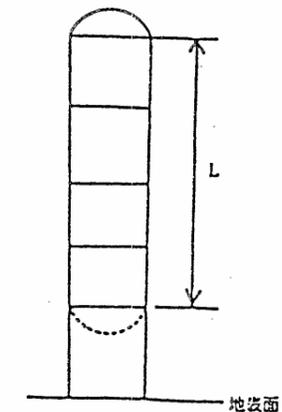
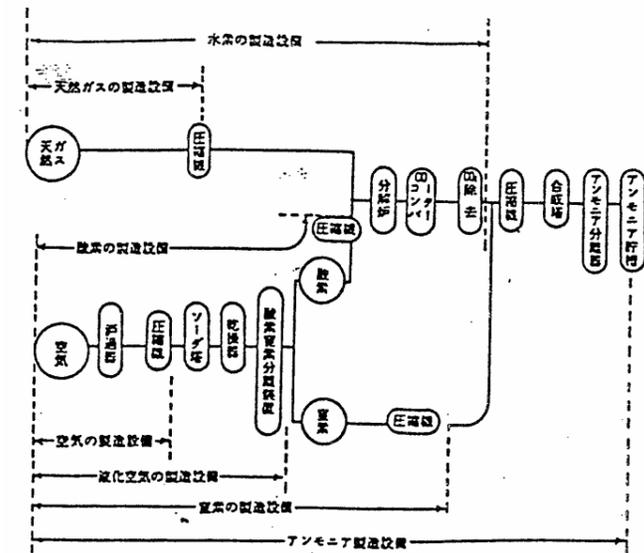
「支持構造物」とは、架構、レグ、ラグ、スカート、サドル、支柱、ブレース、ベースプレート、基礎ボルト、セットボルト及びアンカーストラップ並びにこれらと類似の機能を有する構造物をいい、配管に係るものにあつては、塔、貯槽、パイプラック、ガイド、Uボルト、レストレイント、ストッパー、ハンガー及び架構等の小梁並びにこれらと類似の機能を有する構造物をいう。

13. 特殊反応設備に対する第1項第25号から第1項第28号までに規定する各種安全装置は、特殊反応設備内の反応を十分に制御するために設置を義務付けたものであり、反応の監視、制御上最も効果的な箇所に設けるものとする。例えば、一般的にはエチレン製造施設のアセチレン水添塔の場合のように、その内部温度を監視するため、当該水添塔そのものの内部に温度計を設置するものとする。

しかし、例外として、例えばアンモニア二次改質炉のように、入口部分の温度が非常に高く、緊急遮断装置をその部分に設置することが著しく困難であつて、一次改質炉の入口部分のように該当特殊反応設備と一体とみなしうる箇所で、当該目的を十分に果たしうる箇所がある場合にあつては、その箇所に設置することもできるものとする。

14. 第1項第29号関係

「外部から」とは、貯槽の付近からと解し、例えば、地下に埋設されたものについては標識を掲げればよ



13. 第1項第31号中「可燃性物質を取り扱う設備」とは、次に掲げるものを製造し、貯蔵し、又は取り扱う設備とする。

①～③（略）

14. 第1項第33号は、丸形ガラス管液面計はそもそもぜい弱であるので、一定の貯槽を除いて全面的に使用を禁止したものであり、また、同号の後段は、丸形ガラス管以外のガラス管ゲージを使用した場合には当該材料の強度からみて所要の措置を講じさせる旨の規定である。

「ガラス管ゲージ」とは、部分的にでもガラスを使用した全てのものを含み、丸形の管に限定されるものではなく、クリンガー式液面計もこれに含まれるので念のため。

15. 第1項第37号中「第一種保安物件又は第二種保安物件が密集する地域」とは、国勢調査による「人口集中地区」に該当する地域とする。

16. 第1項第38号口中「貯槽は、その頂部」の貯槽とは、貯槽本体を指すものとし、マンホール、付属弁類等は含まない。

17. 第1項第43号は、貯槽には2以上のバルブを設けさせ、その一つは必ず貯槽の直近に設けさせるとともに、他の一つは社会通念上貯槽から別の工程とみられる箇所に至るまでの間に設けさせればよい旨の規定であり、必ずしも二つのバルブを相近接して設置することを要しない。

なお、バルブの設け方を例示すると以下のとおりである。（図省略）

18. 第1項第65号中「容器置場」の明示については、第1項第1号と同様とする。

19. 第2項第1号中「保安上支障のない状態」とは、同号イからホまでに掲げる基準に適合している状態と解する。

20. 第2項第2号ト中「可燃性のパッキン」に該当しないものとしては、例えば、テフロン、フッ素ゴム等がこれに該当する。

21. 第2項第4号中「エアゾール」とは、容器に充てんされた液化ガス（溶剤等と混合したものをいわずガス自身を指す。）又は圧縮ガスの圧力により、その容器又は他の容器に封入されているそのガス以外の目的物質（香料、医薬、殺虫剤等）を噴霧状又は練歯磨状等に排出する機構を有する製品における当該内容物をいう。

ハ（ホ）及びヌの「使用中噴射剤が噴出ししない構造の容器」とは、例えば右の図に示すような構造のものをいい、「容易に排出することができる構造のもの」とは、弁、栓等の機構によりルの「取扱いに必要な注意」に従って消費者が単純な操作を行えばガス突出その他の危険を伴わずに高圧ガスを排出できるものをいう。なお、当該エアゾールの容器の内容積の算定は、目的物質及び噴射剤が混合されている一般のエアゾールの場合と同様に目的物質及び噴射剤の体積を合算したものとす。



いものとする。第1項第30号についても同様とする。

15. 第1項第31号中「可燃性物質を取り扱う設備」とは、次に掲げるものを製造し、貯蔵し、又は取り扱う設備とする。

①～③（略）

16. 第1項第33号は、丸形ガラス管液面計はそもそもぜい弱であるので、一定の貯槽を除いて全面的に使用を禁止したものであり、また、同号の後段は、丸形ガラス管以外のガラス管ゲージを使用した場合には当該材料の強度からみて所要の措置を講じさせる旨の規定である。

「ガラス管ゲージ」とは、部分的にでもガラスを使用した全てのものを含み、丸形の管に限定されるものではなく、クリンガー式液面計もこれに含まれるので念のため。

17. 第1項第37号中「第一種保安物件又は第二種保安物件が密集する地域」とは、国勢調査による「人口集中地区」に該当する地域とする。

18. 第1項第38号口中「貯槽は、その頂部」の貯槽とは、貯槽本体を指すものとし、マンホール、付属弁類等は含まない。

19. 第1項第43号は、貯槽には2以上のバルブを設けさせ、その一つは必ず貯槽の直近に設けさせるとともに、他の一つは社会通念上貯槽から別の工程とみられる箇所に至るまでの間に設けさせればよい旨の規定であり、必ずしも二つのバルブを相近接して設置することを要しない。

なお、バルブの設け方を例示すると以下のとおりである。（図省略）

20. 第1項第53号中毒性ガスの製造施設に設けるガス漏えい検知警報設備については、毒性ガスの種類によっては、まだ十分なガスの選択性と検知精度を持つものが存在しないので当分の間アクリロニトリル、亜硫酸ガス、アルシン、アンモニア、一酸化炭素、塩素、酸化エチレン、ジシラン、ジボラン、セレン化水素、二硫化炭素、ベンゼン、ホスフィン、モノゲルマン、モノシラン及び硫化水素の製造施設に限って設けるものとする。

なお、アルシン、ジシラン、ジボラン、セレン化水素、ホスフィン、モノゲルマン及びモノシランの製造施設の内、平成9年4月1日時点において現に許可を受け又は設置若しくは変更のための工事に着手している製造施設にあっては、平成9年4月1日から1年6月は適用しない。

21. 第1項第65号中「容器置場」の明示については、第1項第1号と、「外部から」については、第1項第29号と同様とする。

また、「軽量の屋根」については、短期間であれば不燃性又は難燃性のシートで充てん容器を覆うことにより代替できることとして差し支えない。

22. 第2項第1号中「保安上支障のない状態」とは、同号イからホまでに掲げる基準に適合している状態と解する。

23. 第2項第2号ト中「可燃性のパッキン」に該当しないものとしては、例えば、テフロン、フッ素ゴム等がこれに該当する。

24. 第2項第3号イ中「多孔質物性能試験に合格する」は「アセトンに浸潤させた多孔質物」につながるものである。

25. 第2項第4号中「エアゾール」とは、容器に充てんされた液化ガス（溶剤等と混合したものをいわずガス自身を指す。）又は圧縮ガスの圧力により、その容器又は他の容器に封入されているそのガス以外の目的物質（香料、医薬、殺虫剤等）を噴霧状又は練歯磨状等に排出する機構を有する製品における当該内容物をいう。

ハ（ホ）及びルの「使用中噴射剤が噴出ししない構造の容器」とは、例えば次の図に示すような構造のものをいい、「容易に排出することができる構造のもの」とは、弁、栓等の機構によりルの「取扱いに必要な注意」に従って消費者が単純な操作を行えばガス突出その他の危険を伴わずに高圧ガスを排出できるものをいう。なお、当該エアゾールの容器の内容積の算定は、目的物質及び噴射剤が混合されている一般のエアゾールの場合と同様に目的物質及び噴射剤の体積を合算したものとす。

ヌ中「エアゾールの温度を48度」にするための方法の一例としては、例えば次のよう



✕中「取扱いに必要な注意(使用中噴射剤が噴出ししない構造の容器にあっては、使用後当該噴射剤を当該容器から排出するときに必要な注意を含む。)」とは、高圧ガス保安法施行令関係告示(平成9年3月24日通商産業省告示第139号)第4条第3号チ、リ及びルに定める事項をいう。

なお、第2項第4号の規定は、エアゾールの製造について特掲された基準であり、エアゾール製造業者はこの号のみ遵守すればよいのではなく、他の号の規定(例えば第1項第1号)も遵守しなければならないことは当然であるから念のため。

22. 第2項第8号関係

イの規定により、出荷のため一時的に置く容器も容器置場に置かなければならないことは当然である。

ハの「計量器等作業に必要な物」とは、具体的には計量器、転倒防止装置、工具、消火設備、気密試験設備、塗装用設備(塗料を除く。)、温度計をいう。

なお、容器置場に作業に必要な物以外の物を置けないのは容器が搬入されている時であり、容器が搬入されていない場合に、高圧ガスに関係のない一般の貨物を貯蔵することは差し支えない。

ニ中「引火性若しくは発火性の物」には、例えば、石油類を含み、薪炭類は含まない。

ホ中「温度40度以下に保つこと」については、例えば、直射日光、暖房等による温度上昇を防ぐため、屋根、障壁、散水装置を設ける等の措置を講じることという。

第6条及び第7条関係 (略)

第10条関係

(略)

3. 第14号口中「空地」とは、導管における災害の発生が他に影響を及ぼすことを防止するとともに、当該導管の防災活動及び保全活動の用に供するために設けるものであり、かつ、その活動に支障を及ぼす工作物(導管及び当該導管の支持物を除く。)が設置されていない土地をいう。

第14号口ただし書きの「保安上必要な措置を講じた場合」とは、コンビナート等保安規則関係 **例示** 基準の「**78** 地盤面上設置の方法等」により、その措置の内容が定められている。しかしながらその措置の内容は、明確に基準化できるものについて想定したものであり、具体的なケースによって、これらの基準と同等程度の保安上の措置が講じられているものについては、個別案件として保安上必要な措置を講じたも

な方法が考えられる。

① 圧力充てん(噴射剤を冷却することなくバルブを通して充てんすること。)を行った場合には、内容積が300立方センチメートルを超える容器にあっては1分50秒以上、内容積が300立方センチメートル以下の容器にあっては1分30秒以上水温53度以上57度未満のベルトコンベア方式の温水試験機に当該容器を浸漬させる。

② 冷却充てん(噴射剤を冷却してから充てんすること。)を行った場合には、内容積が300立方センチメートルを超える容器にあっては2分30秒以上、内容積が300立方センチメートル以下の容器にあっては1分50秒以上水温53度以上57度未満のベルトコンベア方式の温水試験機に当該容器を浸漬させる。

ル中「取扱いに必要な注意(使用中噴射剤が噴出ししない構造の容器にあっては、使用後当該噴射剤を当該容器から排出するときに必要な注意を含む。)」とは、高圧ガス保安法施行令関係告示(平成9年3月24日通商産業省告示第139号)第4条第3号チ、リ及びルに定める事項をいう。

なお、第2項第4号の規定は、エアゾールの製造について特掲された基準であり、エアゾール製造業者はこの号のみ遵守すればよいのではなく、他の号の規定(例えば第1項第1号)も遵守しなければならないことは当然であるから念のため。

26. 第2項第8号関係

イの規定により、出荷のため一時的に置く容器も容器置場に置かなければならないことは当然である。

ハの「計量器等作業に必要な物」とは、具体的には計量器、転倒防止装置、工具、消火設備、気密試験設備、塗装用設備(塗料を除く。)、温度計をいう。

なお、容器置場に作業に必要な物以外の物を置けないのは容器が搬入されている時であり、容器が搬入されていない場合に、高圧ガスに関係のない一般の貨物を貯蔵することは差し支えない。

ニ中「引火性若しくは発火性の物」には、例えば、石油類を含み、薪炭類は含まない。

ホ中「温度40度以下に保つこと」については、例えば、直射日光、暖房等による温度上昇を防ぐため、屋根、障壁、散水装置を設ける等の措置を講じることという。

ヘ中「転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置」とは、具体的には次の措置をいう。

① 上から物が落ちるおそれのある場所に置かないこと。

② 水平な場所に置くこと。

③ フルオロカーボン等の10kg入り容器にあっては、原則として2段積以下とし、やむを得ず3段積にするときは、ロープをかけること。

④ プラットホーム等の周囲より高い場所に置くときは、プラットホーム等の端に置かないようにし、やむを得ず端に置くときは、ロープをかけ、又は柵を設けること。

⑤ 固定プロテクターのない容器にあっては、キャップを施すこと。ただし、容器置場にある容器であつて①から④までの措置によりバルブが損傷するおそれのないものは、この限りでない。

第6条及び第7条関係 (略)

第10条関係

(略)

3. 第14号口中「空地」とは、導管における災害の発生が他に影響を及ぼすことを防止するとともに、当該導管の防災活動及び保全活動の用に供するために設けるものであり、かつ、その活動に支障を及ぼす工作物(導管及び当該導管の支持物を除く。)が設置されていない土地をいう。

第14号口ただし書きの「保安上必要な措置を講じた場合」とは、コンビナート等保安規則関係基準の「**55** 地盤面上設置の方法等」により、その措置の内容が定められている。しかしながらその措置の内容は、明確に基準化できるものについて想定したものであり、具体的なケースによって、これらの基準と同等程度の保安上の措置が講じられているものについては、個別案件として保安上必要な措置を講じたものとして認めても差し支えない。

のとして認めても差し支えない。
(略)

第11条関係～第22条関係 (略)

第23条関係

第2項第1号中「これらと同様の機能を有するバルブ(以下「気化器等という。」)により二酸化炭素を製造する者」とは、液化炭酸ガスの貯槽からバルブで液化炭酸ガスを流し出しドライアイスの製造を行うような場合に、通常液化炭酸ガスの貯槽には付属冷凍設備が設置され高圧ガスの製造が行われており、このような形態を想定したものである。

第2項第1号及び第3号から第5号中「保安について監督させる者」は、それぞれの事業所で1名以上選任することとし、代理者の選任は不要である。また、交替制をとっている事業所であっても、それぞれの直に監督者が常駐する必要はないが、監督者が不在の際の連絡体制を確保する必要がある。

第25条関係

1. 第1項の製造施設区分について

- (1) (略)
- (2) 複数の製造設備を有する特定製造者の事業所内で第23条第2項各号の設備により高圧ガスを製造する場合、当該設備については製造施設区分とは見なさず保安係員の選任は必要としない。
なお、同項第1号及び第3号から第5号に掲げる設備の場合「保安について監督させる者」の選任は必要である。

2. (略)

3. 第5項の規定は、保安係員の選任に当たって製造施設区分を一緒にできる特例を認めたものである。

- (1) (略)
- (2) 「保安管理上これと同等以上であると経済産業大臣が認める」製造施設は、パイロットプラント及び第34条第2項でいう休止施設等である。

4. 第8項中「経済産業大臣が定める製造施設区分」とは、酸素、窒素、圧縮空気、アンモニア、炭酸ガス、塩素、液化石油ガス等に係る製造施設ごととする。この場合において系列を異にする場合及び交替制をとっている場合にあつては、系列ごと及び直ごとに保安係員を選任するものとする。ただし、保安管理組織を円滑に機能させるため、溶鉱炉、転炉、鑄造、分塊、厚板圧延、条鋼圧延その他の工程の区分ごとに当該区分に属する高圧ガスの製造施設が隣接し、設備の配置等から一体として管理されるものとして設計されているものにあつては、工程の区分ごととする。

また、同一の工程の区分であつて系列が異なる場合にあつても高圧ガスの製造施設が隣接し、設備の配置等から一体として管理されるものとして設計されているものにあつては、工程の区分ごととする。

第26条関係～第34条関係 (略)

第37条関係

別表第4の保安検査の方法で「常用の圧力以上の圧力で行う気密試験」については、開放検査を行わない年に、当該運転状態の圧力で、当該運転状態の高圧ガスを用いて気密試験を実施しても差し支えない。

別表第4第1項第18号の規定により実施する耐圧試験又は開放検査の周期について、認定保安検査実施者の場合には、経済産業大臣が認定する際に認めた周期として差し支えない。

第38条関係～第50条関係 (略)

(略)

第11条関係～第22条関係 (略)

第23条関係

第2項第1号中「これらと同様の機能を有するバルブ(以下「気化器等という。」)により二酸化炭素を製造する者」とは、液化炭酸ガスの貯槽からバルブで液化炭酸ガスを流し出しドライアイスの製造を行うような場合に、通常液化炭酸ガスの貯槽には付属冷凍設備が設置され高圧ガスの製造が行われており、このような形態を想定したものである。

第2項第1号、第3号及び第4号中「保安について監督させる者」は、それぞれの事業所で1名以上選任することとし、代理者の選任は不要である。また、交替制をとっている事業所であっても、それぞれの直に監督者が常駐する必要はないが、監督者が不在の際の連絡体制を確保する必要がある。

第25条関係

1. 第1項の製造施設区分について

- (1) (略)
- (2) 複数の製造設備を有する特定製造者の事業所内で第23条第2項各号の設備により高圧ガスを製造する場合、当該設備については製造施設区分とは見なさず保安係員の選任は必要としない。
なお、同項第1号、第3号及び第4号に掲げる設備の場合「保安について監督させる者」の選任は必要である。

2. (略)

3. 第5項の規定は、保安係員の選任に当たって製造施設区分を一緒にできる特例を認めたものである。

- (1) (略)
- (2) 「保安管理上これと同等以上であると通商産業大臣が認める」製造施設は、パイロットプラント及び第34条第2項でいう休止施設等である。

4. 第8項中「通商産業大臣が定める製造施設区分」とは、酸素、窒素、圧縮空気、アンモニア、炭酸ガス、塩素、液化石油ガス等に係る製造施設ごととする。この場合において系列を異にする場合及び交替制をとっている場合にあつては、系列ごと及び直ごとに保安係員を選任するものとする。ただし、保安管理組織を円滑に機能させるため、溶鉱炉、転炉、鑄造、分塊、厚板圧延、条鋼圧延その他の工程の区分ごとに当該区分に属する高圧ガスの製造施設が隣接し、設備の配置等から一体として管理されるものとして設計されているものにあつては、工程の区分ごととする。

また、同一の工程の区分であつて系列が異なる場合にあつても高圧ガスの製造施設が隣接し、設備の配置等から一体として管理されるものとして設計されているものにあつては、工程の区分ごととする。

第26条関係～第34条関係 (略)

第37条関係

別表第4の保安検査の方法で「常用の圧力以上の圧力で行う気密試験」については、開放検査を行わない年に、当該運転状態の圧力で、当該運転状態の高圧ガスを用いて気密試験を実施しても差し支えない。

別表第4第1項第18号の規定により実施する耐圧試験又は開放検査の周期について、認定保安検査実施者の場合には、通商産業大臣が認定する際に認めた周期として差し支えない。

第38条関係～第50条関係 (略)

(5) 冷凍保安規則の運用及び解釈について

(5) 冷凍保安規則の運用及び解釈について

第1条関係～第40条関係（略）

第44条関係

第5項第2号中「検査の結果」には、検査の結果に対してとった措置を含むものとする。

第57条関係～第65条関係（略）

冷凍保安規則の一部を改正する省令(昭和56年通商産業省令第64号)附則関係（略）

(6) 高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令の運用及び解釈について

第13条関係（略）

第14条関係

1. 指定の申請は事業者ごとに行うこととする。一の事業者が完成検査の業務を一の都道府県内のみにおいて行う場合は当該都道府県知事に、二以上の都道府県かつ一の産業保安監督部の管轄内で行う場合は当該産業保安監督部長に申請すること。

(略)

第15条関係（略）

第16条関係

(略)

3. 第1項各号における「経済産業大臣」については、第13条第2項の規定により、完成検査の業務の範囲によって、その指定権者が産業保安監督部長又は都道府県知事となるが、その場合においてかかる経験の認定を行う者は、産業保安監督部長又は都道府県知事である。

(略)

第17条関係～第23条関係（略）

第23条の2関係

(略)

4. 指定の申請は事業者ごとに行うこととする。一の事業者が輸入検査の業務を一の都道府県内のみにおいて行う場合は当該都道府県知事に、二以上の都道府県かつ一の産業保安監督部の管轄の区域内で行う場合は当該産業保安監督部長に申請すること。

(略)

第23条の3関係～第67条関係（略）

第1条関係～第40条関係（略）

第44条関係

本条で規定する定期自主検査は、事業者が自ら実施するものであるが、高圧ガス保安協会が自主的に実施している冷凍施設検査をもって事業者の自主検査とすることは差し支えない。

第5項第2号中「検査の結果」には、検査の結果に対してとった措置を含むものとする。

第57条関係～第65条関係（略）

冷凍保安規則の一部を改正する省令(昭和56年通商産業省令第64号)附則関係（略）

(6) 高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令の運用及び解釈について

第13条関係（略）

第14条関係

1. 指定の申請は事業者ごとに行うこととする。一の事業者が完成検査の業務を一の都道府県内のみにおいて行う場合は当該都道府県知事に、二以上の都道府県かつ一の通商産業局の管轄内で行う場合は当該通商産業局長に申請すること。

(略)

第15条関係（略）

第16条関係

(略)

3. 第1項各号における「通商産業大臣」については、第13条第2項の規定により、完成検査の業務の範囲によって、その指定権者が通商産業局長又は都道府県知事となるが、その場合においてかかる経験の認定を行う者は、通商産業局長又は都道府県知事である。

(略)

第17条関係～第23条関係（略）

第23条の2関係

(略)

4. 指定の申請は事業者ごとに行うこととする。一の事業者が輸入検査の業務を一の都道府県内のみにおいて行う場合は当該都道府県知事に、二以上の都道府県かつ一の通商産業局の管轄の区域内で行う場合は当該通商産業局長に申請すること。

(略)

第23条の3関係～第67条関係（略）

(7) 高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造保安責任者試験等に関する規則の運用及び解釈について

(7) 高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造保安責任者試験等に関する規則の運用及び解釈について

第2条関係

第1号について

様式第1の(表)「指導事項」の欄には、立入検査等の際の指示事項を書き込み、同表の(裏)「備考」の欄には、高圧ガス保安協会又は指定講習機関が行う講習の過程を修了した場合にその旨記入することとする。

第3号について

- (1) 製造保安責任者免状の再交付は、様式第1の表の(表)に次の例に従い記入して再交付するものとする。
- (2) 姓名を変更した場合等免状を書き換える必要が生じたときは、免状の再交付と同様に扱うこととする。なお、手数料の納付については、法令又は条例の規定によることとする。

<p>写 真</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> <p>押出し スタンプ</p> </div>	<p>製造保安責任者免状</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"><u>免状の種類</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>免状の番号</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>氏名</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>生年月日</u></td> <td></td> </tr> </table>	<u>免状の種類</u>		<u>免状の番号</u>		<u>氏名</u>		<u>生年月日</u>	
<u>免状の種類</u>									
<u>免状の番号</u>									
<u>氏名</u>									
<u>生年月日</u>									

高圧ガス保安法第29条の規定によりこの免状を交付する。
○年○月○日

経済産業大臣
第○号により再交付する。 ○年○月○日 都道府県知事

第4号

「第1号について」に準じる。

第6号

「第3号について」に準じる。

(8) 特定設備検査規則の運用及び解釈について

第2条関係～第12条関係 (略)

第2条関係

第1号について

様式第1の(表)「指導事項」の欄には、立入検査等の際の指示事項を書き込み、同表の(裏)「備考」の欄には、高圧ガス保安協会又は指定講習機関が行う講習の過程を修了した場合にその旨記入することとする。

第3号について

- (1) 製造保安責任者免状の再交付は、様式第1の表の(表)に次の例に従い記入して再交付するものとする。
- (2) 姓名を変更した場合等免状を書き換える必要が生じたときは、免状の再交付と同様に扱うこととする。なお、手数料の納付については、法令又は条例の規定によることとする。

<p>写 真</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> <p>契 印</p> <p>押出し スタンプ</p> </div>	<p>製造保安責任者免状</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">免状の種類</td> <td></td> </tr> <tr> <td>免状の番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生年月日</td> <td></td> </tr> </table>	免状の種類		免状の番号		氏名		生年月日	
免状の種類									
免状の番号									
氏名									
生年月日									

高圧ガス保安法第29条の規定によりこの免状を交付する。
 ○年○月○日

通商産業大臣
 第○号により再交付する。 ○年○月○日 印
 都道府県知事

第4号

「第1号について」に準じる。

第6号

「第3号について」に準じる。

(8) 特定設備検査規則の運用及び解釈について

第2条関係～第12条関係 (略)

第14条関係

第14条関係

第8項中「 t_2 合せ材の厚さ」については、合せ材を強度部材として考慮しない場合には零とする。

第19条関係～第30条関係（略）

第31条関係

（略）

(2) 「非破壊試験を行うことが困難である」特定設備とは、例えば、放射線透過試験において特定設備の形状により放射線透過試験のフィルムを貼り付けることが困難なもの、超音波探傷試験においてオーステナイト系ステンレス鋼その他オーステナイト組織を有する鋼の溶接部を有するもの、磁粉探傷試験において特定設備の溶接部の形状又は大きさにより磁粉探傷試験装置の磁化器が当該特定設備の検査部分に接触できないもの及び磁粉をかけることができないもの等をいう。

第33条関係

「穴を設ける必要がないと認められる」特定設備には、例えば、バルク貯槽が該当する。

第34条関係

「その構造により液体を使用することが困難である」とは、例えば次に掲げる場合をいう。

- イ 特定設備の内側であって高圧ガスと接する部分に断熱材、ヒーター等が直接装置され取外しのできない場合
- ロ 特定設備の内側であって高圧ガスと接する部分に邪魔板等が多数存在し、かつ、耐圧試験後に内部から水を除去することが困難である場合

第35条関係

(1)（略）

(2) 「保安を確保するため適切な措置」とは、耐圧試験により異常のないことが確認された後、常用の状態に設置し、エチレンによる気密試験を安全に行うために必要な次の措置をいう。

イ～ニ（略）

第50条関係～第52条関係（略）

様式関係～特定設備検査規則の一部を改正する省令（平成12年通商産業省令第78号）附則第2条関係（略）

(9) 容器保安規則の運用及び解釈について

第2条関係

（略）

(7) 第16号中「荷室」とは、貨物自動車の貨物を積載する為の囲われた場所（バン型貨物自動車の荷物室等）、乗用自動車の手荷物、物品等を収納する囲われた場所（ステーションワゴン型乗用車、箱型（セダン）乗用車のトランクルーム等）又はこれらに相当する囲われた場所をいう。

（略）

第4条関係（略）

第6項中「 t_2 合せ材の厚さ」については、合せ材を強度部材として考慮しない場合には零とする。

第19条関係～第30条関係（略）

第31条関係

（略）

(2) 「非破壊試験を行うことが困難である特定設備」とは、例えば、放射線透過試験において特定設備の形状により放射線透過試験のフィルムを貼り付けることが困難なもの、超音波探傷試験においてオーステナイト系ステンレス鋼その他オーステナイト組織を有する鋼の溶接部を有するもの、磁粉探傷試験において特定設備の溶接部の形状又は大きさにより磁粉探傷試験装置の磁化器が当該特定設備の検査部分に接触できないもの及び磁粉をかけることができないもの等をいう。**（後略）**

第33条関係

「穴を設ける必要がないと認められる特定設備」には、例えば、バルク貯槽が該当する。

第34条関係

「その構造により水を使用することが困難である」とは、例えば次に掲げる場合をいう。

- イ 特定設備の内側であって高圧ガスと接する部分に断熱材、ヒーター等が直接装置され取外しのできない場合
- ロ 特定設備の内側であって高圧ガスと接する部分に邪魔板等が多数存在し、かつ、耐圧試験後に内部から水を除去することが困難である場合

第35条関係

(1)（略）

(2) 「保安を確保するため適切な処置」とは、耐圧試験により異常のないことが確認された後、常用の状態に設置し、エチレンによる気密試験を安全に行うために必要な次の措置をいう。

イ～ニ（略）

第50条関係～第52条関係（略）

様式関係～特定設備検査規則の一部を改正する省令（平成12年通商産業省令第78号）附則第2条関係（略）

(9) 容器保安規則の運用及び解釈について

第2条関係

（略）

(7) 第15号中「荷室」とは、貨物自動車の貨物を積載する為の囲われた場所（バン型貨物自動車の荷物室等）、乗用自動車の手荷物、物品等を収納する囲われた場所（ステーションワゴン型乗用車、箱型（セダン）乗用車のトランクルーム等）又はこれらに相当する囲われた場所をいう。

（略）

第4条関係（略）

第6条関係

第6条関係

第3号中「**経済**産業大臣が材料、肉厚、構造等が適切であると認められた容器」とは、次のものをいう。

- ① アメリカ合衆国、ドイツ連邦共和国、フランス共和国、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、オーストラリア連邦又は日本国の高圧ガス容器の規格に適合する容器
- ② 航空法(昭和27年法律第231号)第10条の規定に適合する容器

また、同号の「**適当と認められる材料の品質及び容器の強度を示す図書その他の容器検査に必要な資料**」とは、前記各国の規格制定機関若しくは当該機関が認められた検査機関若しくは検査員が検査して合格したことを証する資料(刻印等を含む)又は日本国において容器検査を行う者がこれに準ずるものと認められた資料とする。ただし、耐圧試験に係る資料については、当該輸入容器の容器検査申請日と当該資料に係る試験の外国等における実施日との間隔が1年6月以内のものに限るものとする。

第7条関係 (略)

第8条関係

(略)

(8) 第1項第9号中「容器検査に合格した年月(内容積が4千リットル以上の容器、高圧ガス運送自動車用容器、**圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器**にあつては、容器検査に合格した年月日)」については、耐圧試験に合格した年月又は年月日とする。

(9) 第1項第10号中「容器検査に合格した日」が第4項第2号の規定による「最初に行った耐圧試験日」ではなく「直近の耐圧試験」の年月日である容器については、「最初に行った耐圧試験日」の前日を起算日とする。

(略)

※別表 溶接容器製造業者の刻印符号

所管 産業保安 監督部名	会社名	事務所所在地	符 号	
			<120リットル	≥120リットル
東北 支部 関東 監督部	東北電気鉄工(株)	山形県酒田市大浜1丁目4の57	D	
	※ (株)関東高圧容器製作所	群馬県前橋市鳥取町153の1	G	
	※ (株)朝日製作所	埼玉県岩槻市掛7915	U	
	※ 昭和高压工業(株)	茨城県土浦市北神立町4の1	Z	PL
	※ (株)作左部工業所	東京都大田区東谷5丁目8の2	S	
	※ 戸塚高压瓦斯容器(株)	東京都台東区東上野3丁目32の1	T	
	※ (株)平和アルミ製作所	東京都荒川区町屋6丁目34の4	X	
	※ 東海工器(株)	静岡県清水市七ツ新屋530	Y	
	※ (株)関東片倉製作所	群馬県勢多郡大胡町大字河原浜361	V	
	中部 監督部	富士工器(株) (城北工機(株))	愛知県名古屋市中央区新栄2丁目9の1 1	J
※	中央精機(株)		W	
	※ 栄製機(株)	愛知県安城市大東町2の2	B	
	※ 日本車輛製造(株)	愛知県豊川市穂の原3丁目14の3		東V
	※ ニイミ産業(株)	愛知県豊川市穂の原2丁目20		PPY
近畿 支部	富士車輛(株)	愛知県名古屋市東区那古野1丁目39の12		PNT PNB
			F	F

第3号中「**通商**産業大臣が材料、肉厚、構造等が適切であると認められた容器」とは、次のものをいう。

- ① アメリカ合衆国、ドイツ連邦共和国、フランス共和国、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、オーストラリア連邦又は日本国の高圧ガス容器の規格に適合する容器
- ② 航空法(昭和27年法律第231号)第10条の規定に適合する容器

また、同号の「**適当と認められる材料の品質及び容器の強度を示す図書その他の容器検査に必要な書類**」とは、前記各国の規格制定機関若しくは当該機関が認められた検査機関若しくは検査員が検査して合格したことを証する資料(刻印等を含む)又は日本国において容器検査を行う者がこれに準ずるものと認められた資料とする。ただし、耐圧試験に係る資料については、当該輸入容器の容器検査申請日と当該資料に係る試験の外国等における実施日との間隔が1年6月以内のものに限るものとする。

第7条関係 (略)

第8条関係

(略)

(8) 第1項第9号中「容器検査に合格した年月(内容積が4千リットル以上の容器、高圧ガス運送自動車用容器**及び**圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては、容器検査に合格した年月日)」については、耐圧試験に合格した年月又は年月日とする。

(9) 第1項第10号中「容器検査に合格した日」が第4項第2号の規定による「最初に行った耐圧試験日」ではなく「直近の耐圧試験」の年月日である容器については、「最初に行った耐圧試験日」の前日を起算日とする。

(略)

※別表 溶接容器製造業者の刻印符号

所管 通産局 名	会社名	事務所所在地	符 号	
			<120リットル	≥120リットル
東北 通産局 関東 通産局	東北電気鉄工(株)	山形県酒田市大浜1丁目4の57	D	
	※ (株)関東高圧容器製作所	群馬県前橋市鳥取町153の1	G	
	※ (株)朝日製作所	埼玉県岩槻市掛7915	U	
	※ 昭和高压工業(株)	茨城県土浦市北神立町4の1	Z	PL
	※ (株)作左部工業所	東京都大田区東谷5丁目8の2	S	
	※ 戸塚高压瓦斯容器(株)	東京都台東区東上野3丁目32の1	T	
	※ (株)平和アルミ製作所	東京都荒川区町屋6丁目34の4	X	
	※ 東海工器(株)	静岡県清水市七ツ新屋530	Y	
	※ (株)関東片倉製作所	群馬県勢多郡大胡町大字河原浜361	V	
	中部 通産局	富士工器(株) (城北工機(株))	愛知県名古屋市中央区新栄2丁目9の1 1	J
※	中央精機(株)		W	
	※ 栄製機(株)	愛知県安城市大東町2の2	B	
	※ 日本車輛製造(株)	愛知県豊川市穂の原3丁目14の3		東V
	※ ニイミ産業(株)	愛知県豊川市穂の原2丁目20		PPY
近畿 通産局	富士車輛(株)	愛知県名古屋市東区那古野1丁目39の12		PNT PNB
			F	F 大

	※ 日本高压容器(株)	大阪府大阪市中央区西心斎橋2丁目2の3第3松豊ビル	N	大
	※ 日東工業(株)	兵庫県尼崎市尾浜北裏190	A	
	川鉄コンテナ(株)	兵庫県尼崎市西長州本通2丁目41	K	
	※ 大洋高压工業(株)	大阪府大阪市北区堂島浜2丁目1の29 古河大阪ビル	E	
	(株)ロック製作所	兵庫県神戸市東灘区本山町中野長者筋	R	
	※ (株)上杉輸送機製作所	21	Q	
	川崎重工業(株)	大阪府大東市水野4丁目1の25		KH
		大阪府大阪市西成区中開1の5		K、大
中国 監督部	中国工業(株)	兵庫県神戸市中央区中町通2丁目1の18	C	広、C
		広島県広島市中区八丁堀15の10		CA
	神鋼機器工業(株)	セントラルビル	H	CB
				HJF
				HGC
四国 支部	萩尾高压容器(株)	鳥取県倉吉市海田東町112		HP、HL
		セントラルビル	M	
		愛媛県新居浜市多喜浜字多浜400の14		

なお、各社に割振られていない文字は次の通り

I、L、O、P

※は液化石油ガスを充てんする容器を現在製造していない製造者。

第9条関係～第10条関係（略）

第16条関係

第3号中「**経済**産業大臣が材料、肉厚、構造等が適切であると認めた附属品」とは、次のものをいう。

①（略）

② 航空法(昭和27年法律第231号)第10条の規定に適合する附属品

また、同号の「**適当と認められる材料の品質及び附属品の強度を示す図書その他の附属品検査に必要な資料**」とは、前記各国の規格制定機関若しくは当該機関が認めた検査機関若しくは検査員が検査して合格したことを証する資料(刻印等を含む)又は日本国において附属品検査を行う者がこれに準ずるものと認められた資料とする。ただし、**気密試験**に係る資料については、当該輸入附属品の附属品検査申請日と当該資料に係る試験の外国等における実施日との間隔が1年6月以内のものに限るものとする。

第17条関係～第19条関係（略）

第22条関係

(略)

輸入における移動時等の注意事項

輸入した特殊高压ガス等を当該ガスの陸揚地から当該ガスを規定の充てん量以下の量とするための事業所(特殊高压ガス等に係る高压ガス事業所に限る。)までの移動にあつては、以下の規定によるものとする。

①～④（略）

	※ 日本高压容器(株)	の3第3松豊ビル	N	
	※ 日東工業(株)	兵庫県尼崎市尾浜北裏190	A	
	川鉄コンテナ(株)	兵庫県尼崎市西長州本通2丁目41	K	
	※ 大洋高压工業(株)	大阪府大阪市北区堂島浜2丁目1の29 古河大阪ビル	E	
	(株)ロック製作所	兵庫県神戸市東灘区本山町中野長者筋	R	
	※ (株)上杉輸送機製作所	21	Q	
	川崎重工業(株)	大阪府大東市水野4丁目1の25		KH
		大阪府大阪市西成区中開1の5		K、大
中国 通産局	中国工業(株)	兵庫県神戸市中央区中町通2丁目1の18	C	広、C
		広島県広島市中区八丁堀15の10		CA
	神鋼機器工業(株)	セントラルビル	H	CB
				HJF
				HGC
四国 通産局	萩尾高压容器(株)	鳥取県倉吉市海田東町112		HP、HL
		セントラルビル	M	
		愛媛県新居浜市多喜浜字多浜400の14		

なお、各社に割振られていない文字は次の通り

I、L、O、P

※は液化石油ガスを充てんする容器を現在製造していない製造者。

第9条関係～第10条関係（略）

第16条関係

第3号中「**通商**産業大臣が材料、肉厚、構造等が適切であると認めた附属品」とは、次のものをいう。

①（略）

② 航空法(昭和27年法律第231号)第10条の規定に適合する附属品

また、同号の「**適当と認められる材料の品質及び容器の強度を示す図書その他の附属品検査に必要な書類**」とは、前記各国の規格制定機関若しくは当該機関が認めた検査機関若しくは検査員が検査して合格したことを証する資料(刻印等を含む)又は日本国において附属品検査を行う者がこれに準ずるものと認められた資料とする。ただし、**耐圧試験**に係る資料については、当該輸入附属品の附属品検査申請日と当該資料に係る試験の外国等における実施日との間隔が1年6月以内のものに限るものとする。

第17条関係～第19条関係（略）

第22条関係

(略)

輸入における移動時等の注意事項

輸入した特殊高压ガス等を当該ガスの陸揚地から当該ガスを規定の充てん量以下の量とするための事業所(特殊高压ガス等に係る高压ガス事業所に限る。)までの移動にあつては、以下の規定によるものとする。

①～④（略）

第23条関係～第37条関係（略）

第38条関係

超低温容器に装置する附属品（容器本体と一体をなす分岐管に溶接又はろう付け若しくははんだ付けにより取り付けられたものに限る。）及びアセチレンの容器に装置する附属品における法第49条の4第3項の刻印は、当該容器の再検査に合格したときに刻印する刻印と併せて当該容器に行うことができる。なお、その場合の刻印の方法は、**左**の例による。

第41条関係

第4項中「**経済**産業大臣が適切であると認められた者」とは、財団法人日本適合性認定協会又は同協会と相互承認協定を結んだ外国の認定機関からそれぞれ認定された審査登録機関とする。

第49条関係（略）

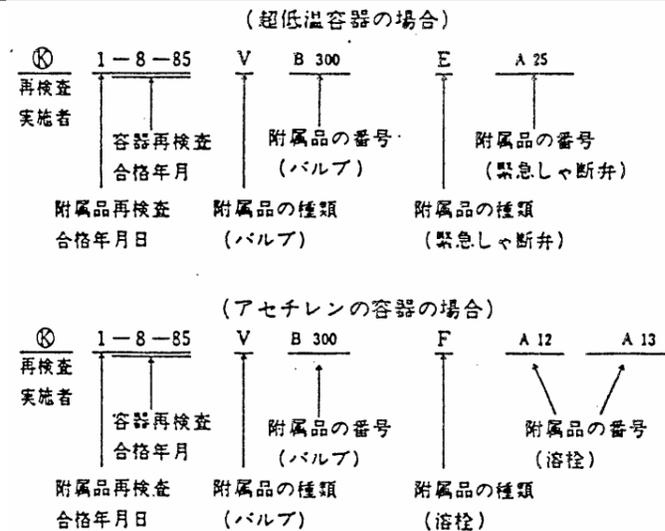
（平成9年3月21日 通商産業省令第20号関係）

附則第4条関係～附則第8条関係（略）

(10) 製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示の運用及び解釈について

第2条関係

- 第2項に規定する防液堤の内側及び外側に設置できる施設又は設備については次のとおり運用する。
 - （略）
 - 第2号について
イ中「付属する設備」は、圧縮機を含むものとする。
ロ中「地盤面下に埋設してある施設」とは、排水溝、カルバートであって地盤面と同一レベルに蓋をしたものも含まれるものとする。
ニ中「保安上支障のない施設及び設備」とはおおむね、次に掲げるものとする。
(イ)～(ニ)（略）
- 防液堤に関する一般高圧ガス保安規則関係**例示基準5**及び液化石油ガス保安規則関係**例示基準10**中集合防液堤に複数の貯槽を設置する場合の防液堤の容量についての特例を定めているが、この場合において、これらの基準2の項（容量）の表備考により間仕切り防液堤が必要であり、この限りにおいて、この間仕切り防液堤自体が一つ一つの貯槽の防液堤とみなされるものである。この場合において、既に間仕切りが設置されており、当該間仕切りがおおむね備考に定める容量に応じて設けられている場合には、当該間仕切りをもって基準に適合する間仕切りとみなす。



第23条関係～第37条関係（略）

第38条関係

超低温容器に装置する附属品（容器本体と一体をなす分岐管に溶接又はろう付け若しくははんだ付けにより取り付けられたものに限る。）及びアセチレンの容器に装置する附属品における法第49条の4第3項の刻印は、当該容器の再検査に合格したときに刻印する刻印と併せて当該容器に行うことができる。なお、その場合の刻印の方法は、**次**の例による。

第41条関係

第4項中「**通商**産業大臣が適切であると認められた者」とは、財団法人日本適合性認定協会又は同協会と相互承認協定を結んだ外国の認定機関からそれぞれ認定された審査登録機関とする。

第49条関係（略）

（平成9年3月21日 通商産業省令第20号関係）

附則第4条関係～附則第8条関係（略）

(10) 製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示の運用及び解釈について

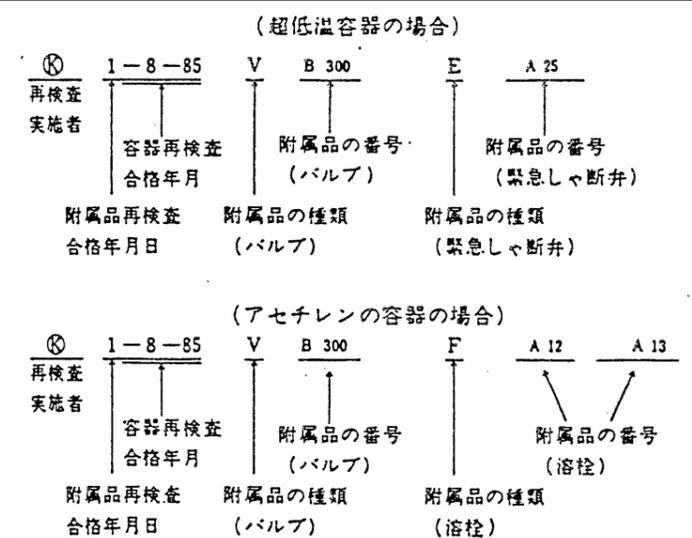
第2条関係

- 第2項に規定する防液堤の内側及び外側に設置できる施設又は設備については次のとおり運用する。
 - （略）
 - 第2号について
イ中「付属する設備」は、圧縮機を含むものとする。
ロ中「地盤面下に埋設してあるもの」とは、排水溝、カルバートであって地盤面と同一レベルに蓋をしたものも含まれるものとする。
ハ中「保安上支障のない施設及び設備」とはおおむね、次に掲げるものとする。
(イ)～(ニ)（略）
- 防液堤に関する一般高圧ガス保安規則関係**基準3**及び液化石油ガス保安規則関係**基準8**中集合防液堤に複数の貯槽を設置する場合の防液堤の容量についての特例を定めているが、この場合において、これらの基準2の項（容量）の表備考により間仕切り防液堤が必要であり、この限りにおいて、この間仕切り防液堤自体が一つ一つの貯槽の防液堤とみなされるものである。この場合において、既に間仕切りが設置されており、当該間仕切りがおおむね備考に定める容量に応じて設けられている場合には、当該間仕切りをもって基準に適合する間仕切りとみなす。

第2条の2関係

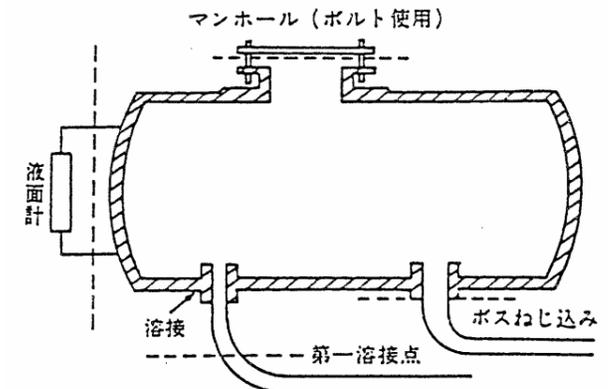
第2条関係1.の解釈は、第2条の2関係に準用する。

第4条関係



1. 「昭和50年7月31日現在現に設置され、又は設置若しくは変更のための工事に着手しているガス設備又は消費設備（以下「既存ガス設備等」という。）とは、設備が現に設置されている場合又は設備が実際に設置中（基礎工事以上とする。）若しくは変更のための工事中のものをいう。なお、既存ガス設備等を同一事業所内で位置のみを変える場合に限り当該設備は、昭和50年8月1日以降においても既存ガス設備等とみなす。

また、昭和50年7月31日以前に法第20条の2に規定する完成前検査に合格したものと及び昭和48年5月10日付「液化石油ガス保安規則第9条第1項第11号等の規定による試験を行なう者および同項第12号等の規定による製造を行なう者の認定等について（48保第508号）」により認定を受けた者が昭和50年7月31日以前に製造したものについては、昭和51年8月1日までは既存ガス設備等とみなす。



2. 「同等程度以下の材料」とは、JIS規格品と対比して、機械的性質のうち一つでもJIS規格よりも低位であるものをいう。

3. 材料の確認については、原則として公的検査機関（通商産業検査所、工業試験所等）の証明書又は（原材料メーカーのミルシート）によるものとする。

この場合において、ダクタイル鉄鑄造品については、黒鉛の球状化率の顕微鏡写真の添付を必要とするものとする。

4. 「内圧容器」とは、ガス設備又は、消費設備のうち当該ガスをその内部に貯蔵し、若しくは存置し、又は加熱、分離する等の方法により物理的変化を行わせ（単に機械的作用のみを加えることにより物理的変化を行わせるものを除く。）、若しくは化学的に反応を行わせるものうち本体（本体に最も近い継手までとする。）とする。

従って、次に掲げるものは、内圧容器から除くものとする。

イ 配管

ロ 液面計、圧力計、流量計、温度計

ハ 圧縮機、ポンプ

ニ 邪魔板、ガイドパイプ等の内圧容器の内部にあるものであって圧力の保持の目的に直接供されないもの

なお、弁類は、告示上内圧容器と区分しており、内圧容器には含まれないので念のため。（次図参照）

5. 各号の「常用の温度が零度未満」、第7号の「常用の温度が零度以上」及び第8号の「常用の温度が零下5度未満」の解釈において、外気温の変化は考慮しないものとする。

第7条関係

第3号中「ブルドン管式圧力計と同等程度以上の性能を有するもの」とは、例えば次に掲げるものをいう。

イ 差圧式圧力計

ロ ベローズ式圧力計

ハ ストレインゲージ圧力計

第7条の2関係

1. 「バネ式安全弁」には、テコ式安全弁を含むものとする。

2. 第2号ハ中の「逃し弁」とは、ポンプ及び配管に設けられた安全装置であって、大気中にガスを放出せず配管

により当該設備の他の部分に逃すものをいう。

3. 第3号中「昭和50年7月31日現在現に設置され、又は設置若しくは変更の工事に着手している高圧ガス設備等」とは、設備が現に設置されている場合又は設備が実際に設置中(基礎工事以上とする。)

若しくは変更のための工事中のもの(以下「既存高圧ガス設備」という。)をいう。

なお、上記設備等を同一事業所内で位置のみを変える場合に限り、当該設備は昭和50年8月1日以降においても既存高圧ガス設備等とみなす。

また、昭和50年7月31日以前に法第20条の2に規定する完成前検査に合格したもの及び昭和48年5月10日付「液化石油ガス保安規則第9条第1項第11号等の規定による試験を行なう者および同項第12号の規定による製造を行なう者の認定等について(48保第508号)」により認定を受けた者が昭和50年7月31日以前に製造したものについては、昭和51年8月1日までは既存高圧ガス設備等とみなす。

4. 第3号の1時間当たりの所要吹出し量(単位 kg/h)の数値(W)を求める場合、地下に埋設される設備にあっては、求められた所要吹出し量の30%をもって当該設備の所要吹出し量とする。

5. 第3号ハ(イ)の断熱指数の数値(K)及び同号ロ(イ)の吹出し量決定圧力における液化ガス1kg当たりの蒸発潜熱(単位 J)の数値(L)は、別表によるものとする。

6. 第3号ハ(イ)の「吹出し面積」は、下記によるものとする。

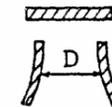
(1)バネ式安全弁

(イ) 表第二上欄に該当するもの

日本工業規格B8210 附属書付図1(吹き出し面積及び弁座口の径)による。

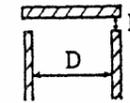
(ロ) 表第二下欄に該当するものであって備考3に該当するもの

$$A = \pi D^2 / 4$$



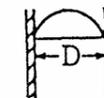
(ハ) 表第二下欄に該当するものであって(ロ)に掲げるもの以外

$$A = \pi D L$$



(2)破裂板

$$A = \pi D^2 / 4$$



第11条の3関係

イオン注入装置において、装置一体型となって装置内に設置されているガスキャビネット等(図1)は、シリンダーキャビネットと見なされるので、シリンダーキャビネットと同等の機能が必要であるが、当該設備においては、放射線漏えいの可能性があることから実用的なぞき窓の設置が困難であり、また、装置の機構上の理由から、静電気除去のための接地が困難である。したがって、当該設備については、本条第4号及び14号の基準は適用せず、次の各号の基準を適用するものとする。

(1) シリンダーキャビネットは、一日に一回以上、管理責任者又はその指示を受けた者が次の事項につき点検し、かつ、シリンダーキャビネットの近傍に備え付けた残ガス管理票に残圧(一次圧・二次圧)を記入すること。

イ. シリンダーキャビネット内の負圧の確認

第 12 条の 16 関係～第 13 条関係（略）

ロ. 検知警報器の検出端部の異常の有無の確認

ハ. 緊急遮断弁の取り付け状態の確認

ニ. バルブの開閉表示の確認

ホ. ガスの流れ方向表示の確認

ヘ. 容器・配管・機器類の固定状態の確認

ト. 配管、機器類、排気ダクト等の発錆、ゆがみ等異常の有無の確認

チ. 専用治工具の配備の確認

リ. 保護具の配備の確認

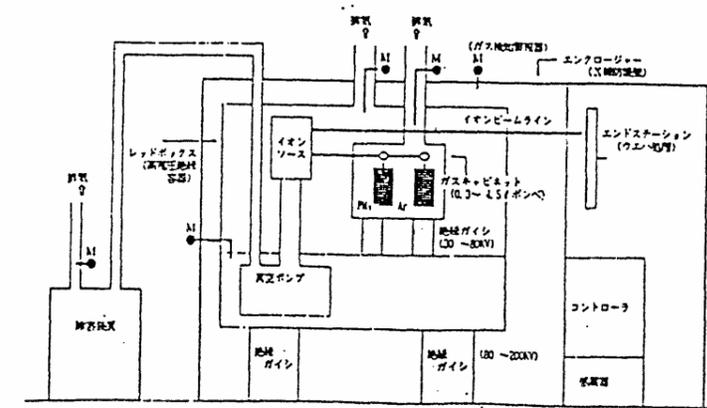


図 1 イオン注入装置

- (2) 当該装置の筐体部分を接地しておくこと。この場合接地接続線は通常の使用状態で容易に腐食や断線しないものを用い、ろう付け、溶接、接続金具を使用する方法等によって確実に接続すること。
- (3) 電氣的に絶縁された可燃性ガスの消費に係る部分については、抵抗を介し蓄積された荷電が適切に放電される構造であること。また、使用後はアース棒等により速やかに除電をすること。

第 12 条の 13 関係

「設計圧力を超える圧力にならない構造」には次のものが含まれる。

- (1) 緩衝装置に一般高圧ガス保安規則第 6 条第 1 項第 19 号に規定する安全装置（バネ式安全弁、破裂板、逃し弁又は自動圧力制御装置）が取り付けられている場合
- (2) 緩衝装置と同一の圧力がかかっている部位に上記の安全装置が取り付けられている場合（例えば、アキュムレータの液相部に接続されている配管に安全装置が取り付けられている場合等）
- (3) ショックアブソーバ等において、ピストンの可動範囲が機械的に限られていて、高圧ガスが封入されている部位の内容積が一定以上小さくならない構造である場合
- (4) 空気の再充てんが可能なエア・サスペンション等において空気の充てん圧力が電氣的に制御されており、かつ、充てん後のエア・サスペンション等の作動時に上記(3)の方法等により設計圧力以上にならない場合

第 12 条の 16 関係～第 13 条関係（略）

第 15 条関係

第 2 項第 1 号ホ中「適切に評価できる担当者」とは、(社)日本非破壊検査協会 (NDI) が認定する非破壊検査技術者のうち、超音波 2 種 (UT2 種) 以上、又は甲種機械責任者免状の資格を有している者をいう。

第 2 項第 2 号ロ中「応力腐食割れ、著しい腐食その他欠陥の原因となる物質」とは、アンモニア又は硫化水素 10ppm 以上含んだもの等をいう。

第 3 項第 5 号中「適切な技能を有する者」とは、(社)日本非破壊検査協会 (NDI) が認定する非破壊検査技術者のうち、超音波 2 種 (UT2 種) 以上の資格及び貯蔵の検査に十分な経験がある者をいう。

第 4 項について、貯蔵の内面の傷又は割れの深さが 2mm を超えるか、又は、最小肉厚に達するときは、液化石油ガス保安規則第 80 条別表第 3 第 1 項第 17 号、一般高圧ガス保安規則第 82 条別表第 3 第 1 項第 11 号及びコンビナート等保安規則第 37 条別表第 4 第 1 項第 18 号の規定に従うことになる。つまり、直ちに開放検査を実施し、必要な補修及び試験を行う。

第 16 条関係

表により評価した欠陥の程度が6点を越える欠陥が発見され溶接補修した場合には、液化石油ガス保安規則第 80 条別表第 3 第 1 項第 17 号、一般高圧ガス保安規則第 82 条別表第 3 第 1 項第 11 号及びコンビナート等保安規則第 37 条別表第 4 第 1 項第 18 号の規定により耐圧試験を実施し、さらに次年度に開放検査を実施し傷又は割れがないことを確認するものとする。ただし、管台、マンホール部等の取付部に使用される引張強さが 570 ニュートン毎平方ミリメートル未満の炭素鋼(母材)及び当該炭素鋼(高張力鋼にあつては、溶接後に炉内で応力除去焼鈍したものに限る。)の溶接部の欠陥の溶接補修については耐圧試験及び次年度の開放検査を省略しても差し支えない。

制定 平成 09・03・31 立局第18号 平成 9年 4月 1日

改正 平成 09・09・29 立局第2号 平成 9年 9月30日

平成 10・03・26 立局第7号 平成10年 3月31日

平成 11・09・28 立局第4号 平成11年 9月30日

平成 12・03・31 立局第59号 平成12年 4月 1日

平成 12・09・20 立局第2号 平成12年12月22日

廃止・制定 平成 19・06・18 原院第2号 平成19年 月 日

第 16 条関係

第1項表下欄中「期間」は、保安検査における耐圧試験を実施しなくても良い期間を示しており、例えば、表下欄中「完成検査を行った日又は保安検査実施日から起算して9年を経過するまでの間」とは、完成検査等を行いその後9年間は耐圧試験を実施しなくてもよい期間のことである。従って、9年を経過し10年を超えない範囲で開放検査を実施することとなる。

第1項表中欄中「低温圧力容器の材料として使用する炭素鋼」とは、低温圧力容器用炭素鋼鋼板相当の材料をいう。

第1項表中欄中「ボイラ及び溶接構造の材料として使用する圧延鋼」とは、ボイラ用及び溶接構造用圧延鋼相当の材料をいう。

第3項の表により評価した欠陥の程度が6点を越える欠陥が発見され溶接補修した場合には、液化石油ガス保安規則第 80 条別表第 3 第 1 項第 17 号、一般高圧ガス保安規則第 82 条別表第 3 第 1 項第 11 号及びコンビナート等保安規則第 37 条別表第 4 第 1 項第 18 号の規定により耐圧試験を実施し、さらに次年度に開放検査を実施し傷又は割れがないことを確認するものとする。ただし、管台、マンホール部等の取付部に使用される引張強さが570ニュートン毎平方ミリメートル未満の炭素鋼(母材)及び当該炭素鋼(高張力鋼にあつては、溶接後に炉内で応力除去焼鈍したものに限る。)の溶接部の欠陥の溶接補修については耐圧試験及び次年度の開放検査を省略しても差し支えない。

第 17 条関係

第1項は、第 16 条により耐圧試験を一定期間受けなくてもよい高圧ガス設備については、本項各号の条件を満たす場合には本項表の期間を適用することができる旨を示している。

第1項第5号中「適切に評価できる担当者」とは、(社)日本非破壊検査協会(NDI)が認定する非破壊検査技術者のうち、磁気検査2種(MT2種)以上、甲種機械責任者免状又は甲種化学責任者免状の資格を有している者をいう。対象となる貯槽の内容物が非腐食性ガスであつて、かつ、現地で耐圧部に係る溶接施工を要しない貯槽である場合にあつては、乙種機械責任者の免状を有している者でも差し支えない。